

【註】

- (1) 「年々見合帳」 田儀櫻井家文書
- (2) 島根県教育委員会編『島根県歴史の道調査報告書第二集』所収
- (3) 『横田町誌』三六二～三六三頁
- (4) 「奉願口上之覚」 油屋浜村家文書
- (5) 「申渡写」 油屋浜村家文書
- (6) 「口上之覚」 油屋浜村家文書
- (7) 田儀櫻井家文書
- (8) 明治4年加賀谷たたら所の「盆切中勘定諸目録」によると、「田儀ニ而鉄積出し」として銭4貫360文の支出が見られる。
- (9) 武井博明「化政・天保期における鉄の流通について」（たたら研究会編『日本製鉄史論』1970年所収）
- (10) 前掲註（3）『横田町誌』三六八頁
- (11) 前掲註（1）「年々見合帳」
- (12) 前掲註（3）『横田町誌』三六七頁
- (13) 田儀櫻井家文書
- (14) 能登国福浦の「佐渡屋諸国客船帳」には、田儀浦の各廻船の入津が認められる。
- (15) 『出雲崎町史』海運資料（三）
- (16) 武井氏前掲註（9）論文
- (17) 「廻船船客帳」林家文書（島根大学付属図書館所蔵）
- (18) 仕切状の分析にあたっては、田中正實氏の作成された目録を活用させていただいた。なお、仕切状の多くは年未詳であるが、多くは幕末から明治初期にかけてのものである。したがって、ここではごく一時期の様相を窺うに過ぎないことを、あらかじめ断っておく。



第6章 建造物調査の結果

和田嘉宥

第1節 調査の目的と対象

1. 建造物調査の目的

田儀櫻井家は、仁多櫻井家と共に戦国の武将塙団右衛門を祖とする。櫻井家のたたら製鉄は、塙団右衛門の子直種が櫻井家を名乗って安芸国から仁多郡上阿井に移り、その子三郎左衛門直重（仁多櫻井家3代）が「可部屋」を号し、正保5（1644）年に「菊一印」銘の割鉄を諸国に売り広めたのが始まりである。松江藩にその業績を認められた櫻井家は、奥田儀の開拓と製鉄業を仰せ付けられたのが縁で、長男幸左衛門直春が田儀櫻井家をひらき、次男弥右衛門正信がその跡を継ぎ、以後、宮本を拠点として近代初期まで鉄山経営を行ってきた⁽¹⁾。

田儀櫻井家のあった宮本の地は、集落の中程を東西に宮本川が流れる。櫻井家の屋敷地は、集落の中程にあり、宮本川の南岸の平地をさらに整地して、東西にやや長いほぼ矩形である。

現在、この邸宅跡に建築遺構は1棟もないが、宮本川に面する北側の川岸は石垣が高く積上げられており、南側の山裾にも南東部に石垣を積上げて、屋敷地が形成されていたこ

とがわかる。焼失前の様子を伝える図（第7図）によると、この屋敷地には主屋を中心に、土蔵や倉庫などの附属建物が相当数建っていたことがわかる。屋敷の入り口となる表門は、屋敷地の北東部にあり、宮本川に架かる宮本橋が屋敷への出入りに用いられていたこともわかる。現在は、宮本川の南側に、櫻井家の屋敷を突き抜けるように道が敷かれているが、以前の道は宮本川の北岸沿いに通っていたのである。



写真17 櫻井家邸宅跡と宮本川

宮本橋の北側の道はかつて小田まで通じる街道であった。また、櫻井家の屋敷の対岸、宮本川の北辺一体は、谷間を切り開いて石垣を積上げて造成された平地が何段もあるが、ここはたたら製鉄の従事者の集落（山内）があった場所である。山内集落の入口の左右は両側とも小高い山となっている。東側の小山には多数の墓石が点在しているが、山内従事者の墓地だったところである。西側の斜面には100段以上の石段が山腹まで延びている。その石段を登ったところには、櫻井家並びに山内集落を見守るように金屋子神社が設けられている。また、多伎町奥田儀宮本からほぼ4km東にある佐田町加賀谷にも金屋子神社が現存しているが、これも櫻井家の本願による



第7図 田儀櫻井家邸宅の建物配置図⁽²⁾



ものである。田儀櫻井家によるたたら製鉄の経営範囲の広さを伝える建築である。なお、宮本集落の入口には、櫻井家の墓地があり、その東には櫻井家の菩提寺でもある位牌寺・智光院がある。

今回の調査の目的は、これら櫻井家と関わりのある建築遺構を確認し、それらの建物の概況を調査し、田儀櫻井家のたたら経営のうち、建築に関する一面を明らかにするところにある。

2. 調査対象の選定

多伎町奥田儀宮本には、前述した建築遺構以外にも住居遺構があり、その内の一軒は民俗資料の展示場として活用がはかられているが、田儀櫻井家に関する建築遺構としては、櫻井家屋敷跡の北に流れる宮本川の北に迫る山の山腹にある金屋子神社、櫻井家の墓地が境内にある智光院、そして櫻井家が経営した加賀谷たたら金屋子神社が現存しているだけである。この内、たたら経営者の守護神である金屋子神社は特に重要な施設だったと思われる。田儀櫻井家の金屋子神社は他のたたら経営者（仁多櫻井家、絲原家）のそれらと比べてもそんな色がなく整備され、祭祀も行われていたと思われるが、現在でも地域の人々によって欠かさず祭祀が行われている。

本章では、これら現存している櫻井家に関わりの深い建築遺構の調査結果を報告するのが目的である。なお、当地方では、金屋子神がたたら製鉄における守護神として祀られているが、広瀬町西比田の金屋子神社は、出雲地方の金屋子神社の総本社で、田儀櫻井家が本願して安置した金屋子神社の本社でもある。本章では、この西比田の金屋子神社についても、その概要に触れておくことにした。

第2節 宮本鍛冶屋跡の金屋子神社

1. 社殿の変遷（建立・修造）

田儀櫻井家の本拠地である奥田儀宮本地区に鎮座している。祭神は金山彦命・金山姫命両神で、たたらを祀る火の神・鉄業の神である。能義郡広瀬町西比田の金屋子神社を総本社とし、櫻井家が願主となって勧請したものとされている。

本殿の中には数枚の棟札が納められているが、造立、建立、葺替等を記した棟札は、元文2(1737)年(造立)、天保15(1844)年(建立)、文久2(1662)年(上葺)、昭和25(1950)年(上葺)、昭和31(1956)年(拝殿)の5枚である。

元文2(1737)年の棟札には、「元文元年丙辰八月二十七日」、そして「奉造立金屋子神社一字」とあり、また「本願 櫻井宇兵衛 藤原好美」とある。この棟札に見える元文元(1736)年が勧請された年とすると、5代宗兵衛の代に創建されたことになる。

現社殿は、棟札によって天保15(1844)年に建てられたものであることが分る。願主は11代櫻井運右衛門である。虹梁に彫られた渦



写真18 宮本金屋子神社への石段



と若葉は素朴で、江戸時代中期の特色を顕しているが、向拝柱の上にある龍の彫刻や、木鼻は装飾化が進んでおり、江戸末期のものと見なすことができる。

文久2(1862)年には屋根の葺き替えが行われたが、その後、しばらく修造等は行われず、およそ90年後の昭和25(1950)年に葺き替えが、また、昭和31(1956)年に葺き替えと拝殿の設営が行われていることがわかる。

2. 本殿の建築概要

本殿は檜材を用いた切妻妻入で、桁行・梁間ともに920mm幅の正方形で、前面に四級の木階が付く。軸部は円柱(床下は八角形)、縁長押、内法長押、頭貫で固め、柱上に二手先組物をのせ、中備には墓股を配し、軒(蛇腹)支輪で、桁・梁を受ける。軒は二軒繁垂木である。向拝柱は角柱で上部は虹梁でつなぎ、両端には獅子頭の姿をした木鼻が付く。柱上には連三斗がのり、虹梁にのる中備は円東で、梁を受ける。

梁上の妻壁は、正面が全面に龍の彫物、背面は大瓶東で、頂部に大斗をのせて棟木を受



写真19 宮本金屋子神社本殿



写真20 本殿柱上の組物及び軒回り

ける。本殿は1間四方であるが、本殿と木階を一つ屋根で覆う檜皮葺(現在は銅板葺)の切妻屋根は前後に長い。大棟には2組の置干木、3本の勝男木がのる。

本殿の三方(正面、左右)には別高欄付き縁を巡らし、背後に脇障子を付け、背面には縁はない。縁を支える縁束の上部には平三斗がのっているが、肘木の外側は拳鼻とするなど

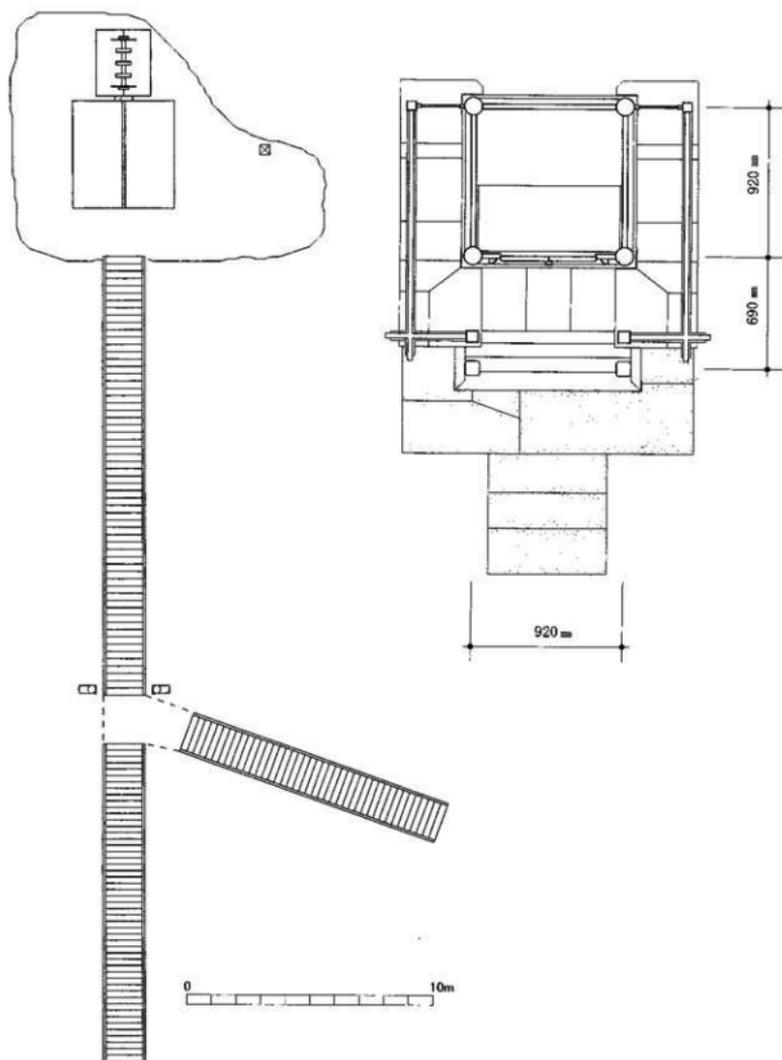


写真21 拝殿正面より



写真22 拜殿と本殿





第8図 宮本金屋子神社 配置図(1/200)・本殿平面図(1/30)

彫刻化が進行している。社殿の内部は奥を一段高くして祭壇としている。

現本殿の前に切妻妻入の拝殿がある。これは、昭和31(1956)年に新たに設けられたもので、それまでは本殿だけで、拝殿はなかったものと思われる。

なお、当社は、鉄山繁栄のころは祭典にもぎわしく、湯立・神楽・獅子舞・相撲・作花等の神事が行われたと伝わる。社殿の鳥居は文政7(1824)年に多伎藝神社の鳥居を櫻井家が新たに寄進した際、古いものを持ち帰って建立されたものであるが、これも櫻井家が正徳5(1715)年に寄進したものである。祭日は昔から5月5日とされている。

第3節 加賀谷たたら金屋子神社

1. 社殿の変遷(建立・修造)

本殿の内部には4枚の棟札が納められている。文久2(1862)年は再建立、昭和23(1948)年は屋根葺替・基礎修理、昭和48(1973)年は屋根葺替、平成2(1990)年は拝殿の屋根葺替の棟札である。これにより、現本殿は、文久2年に再建立されたものであり、その後、幾度か屋根の葺き替えが行われてきたことがわかる。

文久2(1862)年の棟札には「本願」として「櫻井運右衛門直順/櫻井大太郎直方/櫻井善太郎」と櫻井家の11代、12代、13代の名前が連記されている。

宮本の金屋子神社も文久2(1862)年に遷宮(上葺き)が行われていることが棟札によってわかるが、棟札には「櫻井大太郎直方/嫡子同苗善太郎」の名前が連記されている。

文久度の建造、葺替で、両社とも櫻井家が本願を勤めているが、祭主(神主)、手代(支配)、大工職人等はそれぞれ異なっている。



写真 23 加賀谷金屋子神社全景



写真 24 本殿見上げ

2. 神社の概要

加賀谷の金屋子神社は、宮本の金屋子神社と同じように山腹にあり、山裾より境内までは石段が設けられている。

本殿の前には拝殿が設けられているが、これは後補のもので、当初、境内には石段を登った両側に一基ずつの石灯籠が設けられていた。本殿は、石段・拝殿の中心軸よりやや右にずれている。

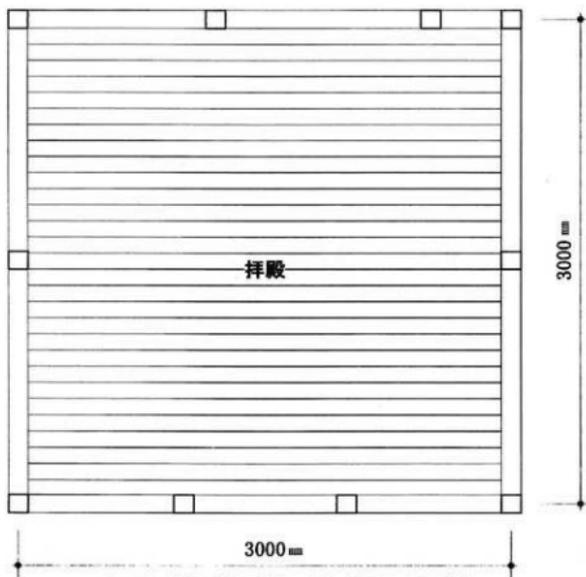
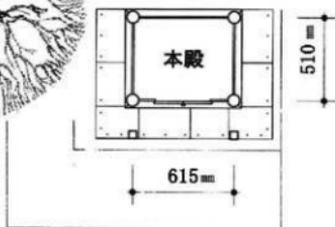
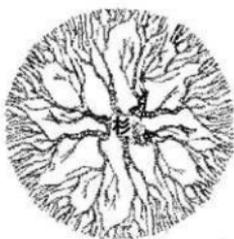
本殿は、正面1間(615mm)、側面1間(510mm)。横にやや長い1間四方の矩形平面であるが、前面に2本の向拝柱があり、屋根は一つの縦長の切妻屋根で、妻入である。屋根は金属板で葺かれているが、当初は検皮葺きだったと思われる。本殿は宮本のそれよりひと回り小さく、組物も簡素である。廻り縁は正面、側面の三方についているが、高欄はなく、背面の脇障子もない。本殿を囲む柱は円柱、向拝柱は角柱、柱上の組物は三斗組で、



その上に桁と梁が井桁状に組まれて屋根が乗る。軒裏の垂木は繁垂木であるが、垂木は桁上で折れて、屋根には反りがある。



写真 25 拝殿より本殿を見る



第9図 加賀谷金屋子神社 本殿・拝殿平面図 (1/30)



第4節 智光院

1. 歴史的経緯および建築年

本院は白応山智光院と称し、阿弥陀如来を祀る。本院は、最初、窪田の伊秩甲斐守重政が松江善導寺の末寺として一窪田（佐田町の内）へ勧請したものであるが、明和7(1770)年の洪水で施設は倒壊し、廃寺となっていた。これを櫻井家中興の英主と言われた10代多四郎直敬が、文政4(1821)年4月に櫻井家の位牌寺として現在地へ移転勧請している。現存する本堂はこの時に作られたものと伝えられている。

なお、文政4(1821)年以後では、安政7(1860)年に櫻井運右衛門が境内に医王堂、地藏堂を建立して、栗師如来、地藏菩薩を祀るが、櫻井家全盛の頃は内外ともに整い、半鐘が宮本集落にこだましたという。しかし櫻井家の没落とともに寺勢は衰え、大正時代には既に無住になった。その後、本堂は昭和30(1955)年に地元の人々によって屋根替えを中心に一度修復され、医王堂の栗師如来も堂内に移されたが、その後は、修復もままならず、傷むにまかされているのが現状である。文政4(1821)年の建築と伝えられている本堂であるが、建物内部、仏間脇の板戸には戸板一面に大きく「文政八 丙戌春 坂根 大工多助之作」と書かれた墨書がある。文政8



写真 26 智光院全景

(1825)年か丙戌の年である文政9(1826)年に大工多助が造作(改修)を加えたものと考えられる。

2. 建築概要

本堂は桁行き11,105mm、梁間7,995mmの切妻平入、屋根は桧瓦葺、垂木は一軒棟垂木、母屋の屋根前面に庇を付しただけの簡素な造りである。外観から寺院建築の特色が伺えるのは、正面に付けられた向拝である。向拝を支える向拝柱は角柱であるが四隅を几帳面に仕上げ、柱上には出三斗がのる。2本の向拝柱の上部を虹梁でつなぎ、虹梁にのる中備えには藁股が挿入されている。また、入側列からは、垂直に向拝柱まで海老虹梁がのび、向拝を受けている。

本堂の平面形は、仏間を中央に設けて、内・外陣を置き、左右に脇間を設けた方丈形式であるが、右手には大戸口を付した土間が付くなど、民家風の仏堂建築となっている。本堂中央の仏間は、奥の間4畳が内陣、表側の8畳が外陣となっている。内陣と外陣の境には虹梁が付き、上部には透かし影りの欄間



写真 27 本堂内陣横板戸の墨書



写真28 欄間とその周辺

がはめられているが、建具はない。

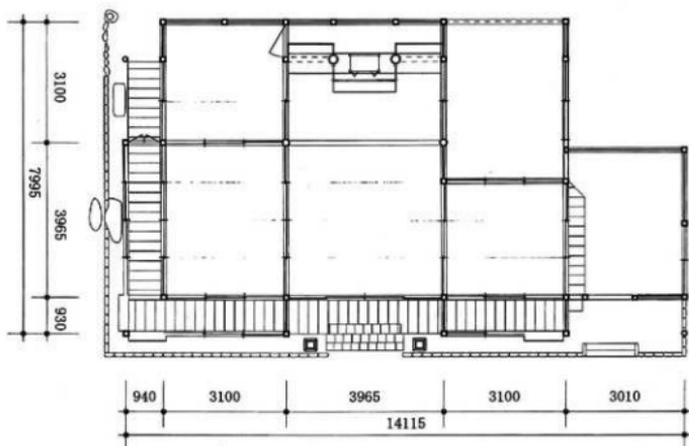
内陣の奥は丸柱2本で3間に分け、中央の間には阿弥陀如来を安置する入母屋に唐破風を付した黒漆塗の仏壇が納められ、両側の間も脇陣となつて仏像が安置されている。

天井は内陣も含めて大半が竿縁天井であるが、外陣だけは柱頭に三斗組をのせて、その上に格天井（巻頭図版4）が組まれ、各格間には様々な絵が描かれている。建物の東側には小規模ながら庭園が設けられ、東側の前後

二室を客座敷にして縁を巡らせているが、これらは方丈形式の仏堂としての、また位牌寺としての特色を表していると言えるであろう。



写真29 厨子と阿弥陀如来像



第5節 西比田の金屋子神社

1. 金屋子神

中国山地は古来よりたたら製鉄が行われ、鍛冶神を祀る神社は、金屋子神社以外に金山彦神社、金山神社、金神社、金岡神社、金屋神社など様々であったが、出雲地方には、享保年間に確たる鍛冶神の社祠が16社あったが、その内、金山彦神社、金山神社、金神社、金子井神社が各1社で、残り12社がすべて金屋子神社であったという。このことから金屋子神社は出雲地方を中心に広まった鍛冶神と見るのが妥当と思われる。

金屋子神社は鉄山業を営む鉄師にとつては、究めて重要な建物である。奥出雲で鉄山業を営んでいた仁多櫻井家、藤原家、田部家でも、田儀櫻井家同様に金屋子神社が祀られているが、これらの金屋子神社の本社となるのが、能義郡広瀬町西比田にある金屋子神社（社殿／島根県指定文化財）である。この西比田の金屋子神社について『神國島根』¹⁰⁾、『金屋子縁起と炎の伝承 玉鋼の杜』¹¹⁾等を参照し、その概要を記しておく。

2. 概要

金屋子の神は古くから製鉄の御守護神として諸国の鉄業界の崇敬信仰著しく、祭神は金山彦命・金山姫命で、古事記によるとイザナミノミコトが火のカグツチの神を生み難産で病み臥したとき、タグリの中から生れた神である。当社の祝詞並に下原重仲の著した『鉄山秘書』によると、金屋子の神は、兵庫県岩鍋（宍粟郡千種村岩野辺）で鍋を造っていたが、西方にわが住むべき地があるとて、白鷺にのり天空を飛んで西比田の杜までやってきて、桂の木の枝に羽を休めていた。

この杜に狩に来ていた安部ノ氏正重（現官司の大祖）は犬が身を縮めて吠えているので

「如何なる者ぞ」とたずねると神は「吾は金屋子ノ神なり。此の所に住居して踏輪（たたら）を師立て鉄（かね）吹く術を始むべし」と宣う。そこで正重は朝日長者を招いて建物を造り自ら奉仕することにした。天に祈ると75の童神が降って用具を作り朝日長者は金屋子神の指図で炉を造り砂鉄と木炭を調達し、金屋子の神は村下（技師長）となって製鉄の業を開始、やがてその鉄で武器（日本刀等）や鉄器具が作られ、鑄物に発展して所謂鉄文



写真30 西比田の金屋子神社

化の発祥に貢献することになった。

このような由緒によって金屋子神は、製鉄業者、鑄造、鍛冶、製鋼、板金、鉄筋業、金物商、砂鉄採取、製炭業者間に信仰特に篤く、江戸時代には藩主の信仰寄進もあつて樺材で造られた。

現社殿は元治元（1864）年10月に建築されたものである。本殿、幣殿（通殿）、拝殿が一体となった造りで権現造（相の間造）に近い造りであるが、本殿は正面2間、側面2間の



写真31 西比田金屋子神社本殿

切妻妻入の大社造を基本形としており、前面に切妻の幣殿（通殿）、人母屋造の正面3間、側面3間の拝殿が付いている。本殿は大社造を基本としているだけに組物などは用いていないが、拝殿の二手先組物や藁殿などから、江戸時代後期の建築技法が認められる。

まとめ

1. 成果の概要

今回の田儀櫻井家の建造物調査では、宮本鍛冶屋跡の金屋子神社、智光院、田儀櫻井家が経営した佐田町加賀谷の金屋子神社の3件について、実測調査、棟札等の史料調査を行った。棟札等の史料調査によって、宮本金屋子神社は天保15(1844)年、加賀谷金屋子神社は文久2(1862)年、智光院は文政4(1821)年頃にそれぞれ建てられたものであることが判明した。いずれも19世紀であり、田儀櫻井家10代多四郎、11代運右衛門が活躍した時代で、田儀櫻井家が繁栄した頃の遺構であることが分かる。3つの建物とも江戸後期の建築遺構であるが、宮本金屋子神社、智光院の彫刻および絵様には江戸末期の装飾的な手法が認められ、建築技法の地方への浸透を具体的に伝える遺構といえる。金屋子神社については、現存する宮本金屋子神社と加賀谷金屋子神社と二つの遺構が田儀櫻井家によって造られたものであることも分かった。

ただ、宮本たたら、加賀谷たたらはともに櫻井家の経営であることは間違いないが、両金屋子神社の建て替えや遷宮に実際に関わった人々は、それぞれ異なっていることが棟札より確認できる。このことから、それぞれのたたら製鉄は、櫻井家の支配にありながら、その土地に根付いた経営形態が行われていたと推察できる。

なお、これらの金屋子神社は、櫻井家が宮本の地を去った明治21年以後しばらくは放置

されたままになっていたと思われるが、地元住民の金屋子神に対する信仰は根強く、昭和以後、いずれも屋根の葺き替え、拝殿の新設等が行われて、祭りも定期的に行われてきている。金屋子神信仰は宮本、加賀谷とそれぞれの土地に根付いて継承されていることが分かる。

2. 課題

宮本の地には櫻井家邸宅関連、製鉄関連の建築遺構は一棟もなく、位牌寺の智光院も無住のまま放置されている。建物には痛みがみえるが、仏間を中心とする内陣・外陣の部材の痛みはそれほどもなく、再利用も可能と思われる。外陣の格天井や、内陣・外陣の間の欄間彫刻も優れた作品と見受けられる。

本院の建物をそのまま保存することは、向拝の庇や屋根に痛みが大きく、相当の経費が必要と思われるが、内部の組物や彫物や板絵などは、少々煤けてよごれているものの、洗浄すれば、在りし日の姿に戻す事も可能だろう。

金屋子神社は幸い地元住民によって維持されており、建築当時の姿をそのまま伝えていいる。一個人の本願による金屋子神社で、山腹を境内として灯籠、石段、境内、本殿等がほぼまとまった形で残っている神社は県下では他にあまり例がなく、田儀櫻井家が本願して造った宮本の金屋子神社、加賀谷の金屋子神社以外に遺構も少ないと思われる。出雲地方を中心に広がったと思われる金屋子神の信仰の浸透を知る上でも貴重な遺構と考える。また、これらの祠が、現在も地元住民によって維持管理され、祭りも行われていることは、特筆すべきことであろう。

櫻井家の邸宅跡には建物は残っていないが、幸いにも屋敷の形状は石垣等によって確認できる。また、宮本川の北側の山腹を切り



開いて設けられた山内の集落跡も、やはり石垣によって確認できる。これらの保全活用は、田儀櫻井家を後世に伝える上で、検討すべき課題と思われる。

【注】

- (1) 『仁多郡誌』には「神門郡奥田儀の地山林鬱冷水の害に加ふるに猪鹿作物を荒らせしを以て農民困究す。寛文5(1665)年藩は直重に命ずるに其地を拓殖するを以てす。直重年已に老ゆるを以て長子幸左衛門を口田儀に別家せしめ命に従はしむ。幸左衛門貞享2(1685)年39歳を以て死し、依て次男弥左衛門を以て其の後を襲がしむ。これ即ち口田儀櫻井氏なり。直重延宝7(1679)年3月14日年61を以て歿せり。」と記されている。
- (2) 渡辺勝治1996『田儀櫻井家年代記』渡辺勝治氏が田儀村誌編纂にあたり作成された原因(田部利市氏談を作画 江戸末期か)に、佐々木松蔵氏(大正7生)の記憶をもとに再現した住宅図(大正時代)を追記した。
- (3) 島根県神社庁発行、昭和56(1981)年4月
- (4) 安信正哉著、金屋子神社発行、昭和60(1985)年4月

【付記】

本稿の図面は谷本輝子(米子工業高等専門学校専攻科/建築学専攻)が作成したものである。



写真 32 宮本金屋子神社棟札(左:表面、右:裏面)



写真 33 加賀谷金屋子神社棟札(左:表面、右:裏面)

宮本金屋子神社の棟札一 元文元年（一七三六）

杉材、高さ八四八mm 上幅一三九mm 下幅二二七mm 厚八mm

(表)

元文元年

奉建立金屋子神社一字

記官 高橋富衛貞今次

丙辰八月二十七日

本願 櫻井宇兵衛藤原好美

(裏)

遷宮安座

宮本金屋子神社の棟札二 天保十五年（一八四四）

杉材、高さ一〇六三mm 上幅二〇八mm 下幅二〇〇mm 厚一一mm

(表)

天下泰平 丁時 天保十五年

武運 神主高橋大善源貞幹

奉建立金屋子神社一字 國主松平少將源朝臣實貴公

長久

日月清明 甲辰 五月四日御遷座

(裏)

本願 櫻井運右衛門源高順

嫡子 櫻井勝之助

前障 高橋中務源唯貞 敬白

嫡子高橋要人源貞誠

手代 豊平

手代 運兵衛

手代 貞助

大工 原田源兵衛

飯塚多助

遷宮執行鐵山繁榮可抽精祈者也

宮本金屋子神社の棟札三 文久二年（一八六二）

杉材、高さ六八〇mm 上幅一九八mm 下幅一七六mm 厚八mm

(表)

天下泰平 丁時 文久二年

奉立金屋子神社御社一字 國主松平出羽守源定安公

日月清明 壬戌五月四日御遷座

武運 長久

(裏)

鐵山繁榮

手代 島屋尾五郎藏

同前秀三郎

小竹寺郎

遷宮執行神主高橋大膳源貞番敬白

大工 飯塚敬重

可抽精祈清也

加賀谷金屋子神社の棟札 文久二年（一八六二）杉材

(表)

文久二歳

奉再建立金屋子神社一字 祭主福谷和泉藤原宅貴

壬戌四月廿四日

米村治郎右衛門孝顯

支配 石倉茂市并直

渡部重太郎平都

山配鐘新重郎

山子頭源十

本願 櫻井運右衛門源直順

櫻井善太郎

源直方

武経家 勝市

同 良吉

同 清吉

大工 作藏

同 金之助

木挽 良助

石工 茂三郎



第7章 民俗資料の調査

浅沼政誌

第1節 調査の目的と対象

1. 民俗調査の目的

今回、田儀櫻井家のたたら製鉄に関する民俗調査を実施するにあたっては、これまで県内のたたら製鉄操業地で確認されてきた事例にならない、たたら製鉄に関して使用された道具類及び生産物の確認、また、たたら製鉄と密接に関係する金屋子神信仰や習俗の確認作業を、調査の中心に据えて取り組む予定にしていた。

しかしながら、調査を進めるにつれ、上記の事項は、ほぼまとまって残存ないしは伝承されていないという現状を確認するに至った。おそらく明治15(1882)年の大火による関係資料の焼失と、廃業に伴い従事者が離職し、地域から信仰者が消えてしまったことが最も大きな原因であると考えられる。こうしたことから、この調査では、断片的なものであっても、関係すると思われる残存資料については、可能な限り記録し、今後の新たな資料の発見につながることを期待することにした。したがって、調査の記述が資料の報告に終始していることを御了承いただきたい。

2. 調査対象の選定

今回、調査の対象としたのは、田儀櫻井家が関わった社寺(金屋子神社、智光院、多伎芸神社)に残る奉納物や使用された物品と、「民俗資料館」と呼ばれ、宮本史跡保存会により関係資料が収集され、管理されている施設の資料の一部を対象とした。また、金屋子神信仰については、保存会の会員からの聞き取りと、櫻井家文書のうち「金屋子神祭禮手

記」(明治11(1878)年)からうかがわれる祭礼の様子、さらには、町内のたたら製鉄遺跡の分布調査に同行した際に類推された金屋子神信仰の痕跡を取り上げることにした。

第2節 金屋子神社に残る資料

1. 奉納物(美術工芸品)

宮本地区には町内で唯一の金屋子神社が残っている。現存する最も古い棟札には「元文元(1736)年」の年号が見られ、拝殿に掛かる扁額には、金山毘古神、金山毘賣神の二神の名前が見られる⁽¹⁾。

現在、ほとんどの奉納物は、町内口田儀の文化伝習館で保管されている。以下に奉納物の概要を報告する。

(1) 太刀

刀身の長さ56cm、拵えを含めた長さは74cmを計る。鞘には墨書で「奉納 金屋子大明神 御寶前 櫻井多四郎」とあり、田儀櫻井家中興の英主と言われた10代目の多四郎直敬によるものとみられる。



写真34 太刀



(2) 薙刀

全長233cmで、刀身の長さ46.5cm、柄の長さ186.5cmを計る。銘や年号などの記載は見られない。

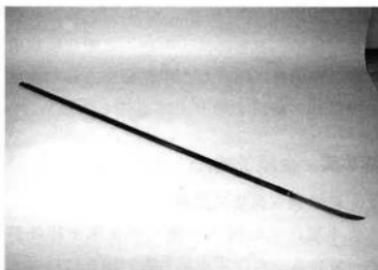


写真35 薙刀

(3) 弓

長さ206.5cmを計り、弦は残存していない。全体に藤が巻きつけてあり、銘などの確認はできない。

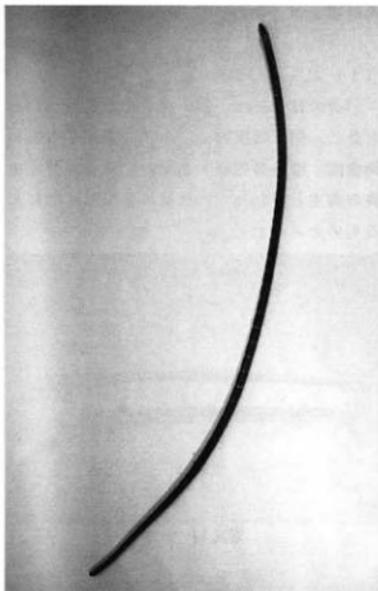


写真36 弓

(4) 十字槍

槍先のみが残存する。長さ50.5cm、幅22.5cmを計る。銘などの記載はない。

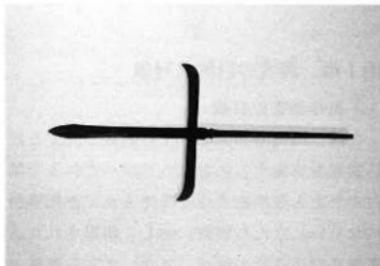


写真37 十字槍

(5) 鑓太鼓

胴長52cm、最大径61cmを計る。胴部に「奉獻 櫻井十一世運右衛門直順 弘化四(1847)年」の刻書銘が見られることから、11代直順が奉納したものとみられる。他の奉納品とは異なり、金屋子神社の祭礼に使用されることから、神社の拝殿に保管されている。



写真38 鑓太鼓

2. 奉納物(その他)

今回の調査で、金屋子神社の本殿内に、鉄製亀の像2体と鉄棒1個を確認することができた。

鉄製亀のうち、1体は鋳型で製作されたものとみられ、頭と足、甲羅、尻尾がすべて一



体に成形されている。目や足の指、甲羅の模様などが細かく表現されており、足の周縁部には鋳型に流し込んだ時にできるバリがそのまま残されている。頭から尻尾までの長さ22.5cm、最大幅15.4cm、高さ4.2cmを計る。

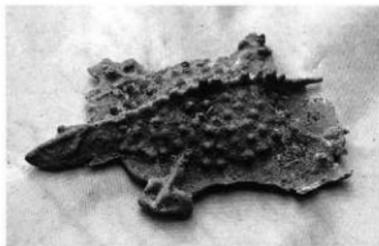


写真39 鉄製亀1

もう1体の鉄製亀は、ほぼ正方形の鉄塊に頭、足を棒状に表現して取りつけてある。また、甲羅や尻尾を表現するために、楔状の鉄片が打ち込んである。前述の亀に比べ、簡素な作りとなっており、頭から尻尾までの長さ16.7cm、幅11.7cm、高さ3.6cmを計り、一回り小さい。



写真40 鉄製亀2

鉄棒は、長さ30.3cm、最大径8.9cmを計り、断面が三角形を示す。鉄棒の一部にはバリが付着しており、かなりの重量を持つ。

以上の奉納物は、操業の安全と繁栄を願った縁起物として奉納されたものと見られ、例えば他の金屋子神社においては、初花と呼ぶ最初の銃(ずく)を奉納したり、鉄製の燭台や鳥居を奉納する事例がみられる。



写真41 鉄棒

第3節 民俗資料館収蔵資料

1. 慈眼寺で使用された鉄製品

慈眼寺は、奥田儀本郷に所在した臨済宗の寺で、昭和60(1985)年頃に解体撤去されている。天保6(1835)年に改築されたといわれ、民俗資料館には当時の改築に使用され、櫻井家で製造されたといわれる釘類や金具類が残されているので、以下に紹介する。

(1) 釘・釘抜き

釘は23本を数え、釘抜きは1点残されている。釘抜きは長さ27cmを計り、釘はその長さから大きく分けて4つに分類できる。

- ①長さ20.5cmから22.5cmの釘(3本)
- ②長さ13.5cmから16.5cmの釘(10本)
- ③長さ9.5cmから11.5cmの釘(5本)
- ④長さ4.5cmから5.0cmの釘(5本)

以上のうち、④は屋根釘とみられる。

(2) かすがい

かすがいは、6本を数え、長さから2つに分類できる。

- ①幅27.5cmから29.5cmのかすがい(3本)
- ②幅11.5cmから13.0cmのかすがい(3本)

(3) かんぬき金具類

金具類は、受け金3本(長さ12cmのもの1本、10cmのもの2本)、手管2本(直径8cm



のもの1本、直径4cmのもの1本)、繋ぎ金2本(長さ23cm)、繋ぎ金の座金1枚(4cm×6cm)が残されている。

(4) 額受け金具類

額受け金具類は、L字型の額受けの大きいものが1本(16cm×8cm)、小さいものが2本(7.5cm×4.5cm)と、菱形の飾り金具の大きいものが2枚(5.3cm×11cm)、小さいものが2枚(4.5cm×9cm)が残されている。

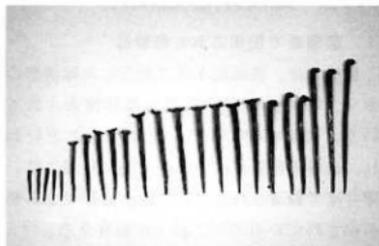


写真42 釘類(左の5本が屋根釘)

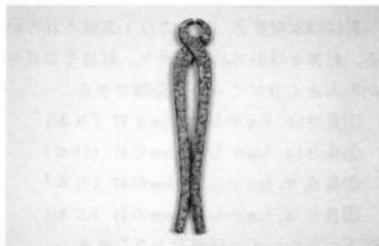


写真43 釘抜き

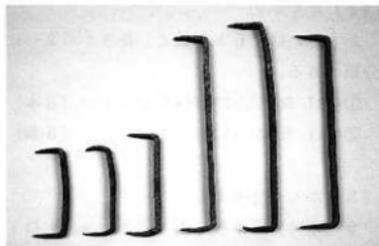


写真44 かすがい



写真45 かんめき金具類

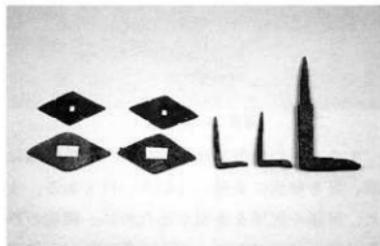


写真46 額受け金具類



2. 櫻井家関係資料

民俗資料館の保管資料は、宮本地区でみられた生活資料がほぼ大半を占めるが、中には櫻井家に直接関わるものも保管されているので、以下に確認されたものを紹介する。

(1) 書類箱

幅29.6cm、奥行き42cm、高さ30cmの樺製の書類箱で、箱には墨書で「櫻井多四郎敬重」の名前と「文政十亥歳 大工太助作」と製作年と製作者名が記されている。また、引き出しには「櫻」の焼き印がみられる。

(2) 行灯台

行灯台は2基残されており、いずれも六角形の円錐状の形態を示す。底面直径33.5cm、上面直径16.5cm、高さ41cmを計り、1基には墨書で「為忠正院仁譽義貫直敬居士 施主櫻井運右衛門母」と記され、もう1基には「為

忠正院仁譽義貫直教居士 施主櫻井運右衛門」と記される。これらは、宮本史跡保存会の人によれば、智光院に元々あったものという。

(3) その他

資料館には、かつて農作業に使用された千歯抜きが保管されている。千歯抜きは、鳥取県倉吉で生産されたものが全国的に名が知られ、全国各地に残っているが、鳥根県では大原郡木次町で生産された千歯抜きが有名であった。ところで、ここ多伎町でも千歯抜きがかなり生産されていたことが、田儀村誌に報告されている⁽²⁾。資料館に保管されている千歯抜きは2台あり、他に歯の一部が残されているが、いずれも調査の結果、倉吉千歯であることがわかった。今後の調査により、多伎町で生産された千歯抜きが発見されることを期待するものである。

千歯抜きのうち1台は、歯が19本あり、歯



写真47 書類箱



写真48 行灯台1



写真49 行灯台2

が1本ずつ独立して台木に固定されている。もう1台は、歯が23本あり、1枚の鉄板から歯が作り出されているものである。

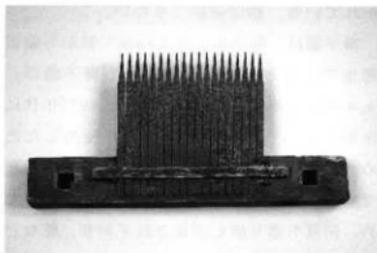


写真50 千歯抜き1



写真51 千歯抜き2



第4節 多伎芸神社・智光院に残る資料

1. 多伎芸神社に残る資料

多伎芸神社は、『出雲国風土記』や『延喜式』に、その名前が見られ、奉納物が多く残る神社である。

この神社にも、櫻井家から寄進された資料が2点あり、一つは神輿、もう一つは獅子頭が保管されている。

神輿は、6代目の甚三郎順之が明和8(1771)年の遷宮に際して寄進した記録が残るもので、神輿の一边が87cm、高さは118cmを計る。神輿は黒漆や朱で塗られ、屋根には巴紋が描かれている。銘は確認できない。

獅子頭は、幅40cm、長さ44cm、顎から頭頂部までの高さ23cmを計る。この獅子頭は、元々金屋子神社にあったもので、1970年代に保管してあった蔵が火災により焼失したため、多伎芸神社に移されたものである。現在でも金屋子神社の祭礼時には使用されるため、何度も塗り直しが施されており、銘などの記載は確認できない。



写真 52 神輿



写真 53 獅子頭

2. 智光院に残る資料

田儀櫻井家が菩提寺として宮本地区に勧請した智光院には、先祖供養のため使用された仏具や陶磁器類が残されている。以下に今回の調査で確認できた資料を報告する。

(1) 磬子 (きんす)

磬子は、2点が残されているが、1点は最大径35.5cm、高さ29.5cmを計り、口縁部外面には施主名と年号の陰刻が見られる。それによると、当初安永2(1773)年に「櫻井甚三郎朋永」が施主であったことが記されているが、これはおそらく6代目の甚三郎順之のことではないかと思われる。また、この磬子は、文政7(1824)年に「櫻井敬重」により鋳直されていることも記されているが、これもおそらく10代目の多四郎直敬のことではないかと思われる。

また、もう1点の磬子は、径22cm、高さ15.7cmを計り、前者に比べ一回り小さいものである。施主名や年号などの記載はみられない。

(2) 鏡鉢 (にょうはち)

径が36cm、高さ9.4cmを計り、縁部には年号と施主名が陰刻されており、「文政9(1826)年」の年号と「櫻井敬重」の施主名



が見られる。これも、罌子同様に、10代多四郎直敬を指すと思われる。



写真54 罌子1



写真55 罌子2



写真56 鍔鉢

(3) 鉦鼓(しょうこ)・伏鉦(ふせがね)

鉦鼓は口径が28.5cm、高さ8cmを計り、口縁部分に施主名と年号、製作者名が陰刻されている。施主名は「櫻井惣兵衛」、年号は

「寛延3(1750)年」とあり、おそらく5代目の宗兵衛清矩ではないかと思われる。また、製作者は「京大佛住 西村左近宗春」と刻まれている。

伏鉦は、口径20.7cm、高さ7.2cmで、長さ2.1cmの足を3本有している。これにも口縁部に施主名と年号、及び製作者名が陰刻されているが、施主名は「古志善吉」とのみ記されている。年号が「宝暦3(1753)年」とあることから、鉦鼓同様に、5代目の宗兵衛清矩ではないかと思われる。また、製作者も鉦鼓と同じ製作者である。



写真57 鉦鼓



写真58 伏鉦

(4) 陶磁器類

智光院には、仏具の他に陶磁器類がかなり残されている。染め付けが施された急須や茶碗、ふた、鉢などの食器が大半であることから、法事や葬式などの際に使用されたものと思われる。





写真59 陶磁器類

第5節 金屋子神信仰について

金屋子神は、たたらや鍛冶、鋳物などに従事する人々の守護神として信仰されてきた神で、能義郡広瀬町西比田の金屋子神社を総本社とする。近世後半に、たたら製鉄が盛んになるのに併せ、中国山地を中心として急速にその信仰圏を広げた。多伎町においても宮本地区に金屋子神社が鎮座するなど、その信仰がかつてあったことを確認することができるが、この地からたたら製鉄が絶えて久しいことから、信仰習俗も廃れてしまっている。こうしたことから、ここでは現状で収集できる断片的な情報を、記録しておくことにする。

1. 金屋子神社の祭礼

現在、金屋子神社は宮本地区にのみ残るが、このほかにかつて町内では、越堂たたらに金屋子神社があったことが知られている。

越堂たたらに金屋子神社については、詳細が不明であるため、ここでは宮本地区の金屋子神社の祭礼について以下に記す。

宮本史跡保存会によれば、金屋子神社の祭礼は、昭和38(1963)年頃を境に中止されたが、平成6年の宮本史跡保存会結成と同時に再開されたという。祭日は、5月5日であるが、これは以前の祭日に合わせたものであるという。現在は、金屋子神社での神事祭典のほか、獅子舞やイベント(パーベキュー)などが保存会により行われるが、昭和20年代ま

では獅子舞の他に、神楽や演芸なども行われていたという。当時、獅子舞は神社から宮本地区を練り歩いて、また神社に帰ることをしており、獅子舞に5～6人、囃子に4人程度、鼻高面をつけた天狗が1人の構成であったという。さらに遡った戦前には、相撲や花馬(ハナンバ:神事花)も行われていたという。

以上の事項は、地元に残された写真により確認することができるほか、『田儀櫻井家文書』の中の『金屋子神祭禮手配』(明治11(1878)年5月)によっても確認することができる。

これを見ると、寄付者名をはじめ、祭礼における役割や準備物、献立などが記載されているが、「神楽方」「棧敷」に関わる役割と献立の記述が多く見られることから、神楽が行われていたことを確認することができる。ただし、この記録を見る限りでは、祭日は6月5日ではなかったかと思われる。

2. 多伎町内に残る信仰の痕跡

今回の調査では、町内に残るたたら製鉄遺



写真60 金屋子神社祭礼の花馬¹³⁾



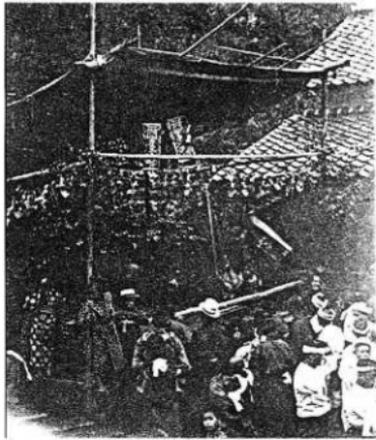


写真61 金屋子神社神楽の様子⁽⁴⁾

跡の分布調査にも一部同行し、現地に金屋子信仰の痕跡が残っているのかどうか、確認を行った。

このうち、聖谷たたら跡では、厨子が置かれた平坦面があり、この厨子には、かつて5代目の櫻井宗兵衛による地蔵が置かれていた。厨子の後ろには椿の古木がそびえていたことから、附近には金屋子神が祀られていた可能性を指摘することができる。

金屋子神は、その降臨譚に、白鷺に乗って桂の木に降ったことが知られており、これまで桂の木が神木にみなされてきた。ところが、石見の大和村内の製鉄遺跡を調査した唐浜由美子によると、神木の多くが椿の木であったことを指摘し、石見地域は異なる様相を示す可能性を示唆した⁽⁶⁾。こうしたことから、石見地域に接する多伎町においても、神木については検討する必要があり、聖谷たたら跡についても、注意を要する。

また、道ヶ崎たたら跡では、最も標高の高い場所に平坦面が残り、ここに杉とタブの古木がそびえている。安来市ほか8町村で構成される「鉄の道文化圏推進協議会」で実施さ

れた金屋子神信仰の調査では、神木に桂の木が選ばれている事例が少ないことが報告されている⁽⁶⁾。神木の樹種の傾向によっては、道ヶ崎たたら跡でも、金屋子神が祀られていた可能性を指摘することができる。

今回、一部のたたら跡のみの調査であったが、現状からみると、他のたたら跡にも金屋子神が祀られていた痕跡を確認できる可能性があり、今後の調査に期待するものである。

参考までに、宮本地区に残る金屋子神社には、桂の木は存在せず、樗や椎の古木が見られる。

第6節 加賀谷たたらについて

佐田町一窪田に所在する加賀谷たたら跡は、多伎町と隣接した場所に位置し、田儀櫻井家により経営されていたことが知られている。今回の調査にあたり、土地所有者の御厚意により金屋子神信仰に関する資料を実見する機会が得られたので、以下にその資料を報告しておく。

当地には、現在でも金屋子神社が存在し、土地所有者により管理され、毎年4月1日前後の日曜日に地元の人々によって祭りが行われる。元々は旧暦3月3日が祭日であり、明治期にたたら操業が終わってからも続けられていたが、第二次世界大戦中に中断した。現在行われている祭りは、近年になって復活したものであるという。今回の調査で実見した資料は、こうした祭礼に関わるものがほとんどであった。

(1) 幟

幟の大きい方は、縦402cm、横63cmを計る。「奉寄進金屋子神」と染め抜かれ、「安政五年戊午三月三日」の年号と「鉄穴頭多助」「山子頭源重」という2名の寄進者名が記されている。





小さい方の幟は、縦140.5cm、横31.7cmを計り、「奉寄進」という文字の他に鶴と亀の絵が描かれている。他に「嘉永二年」の年号と「猪藏」という寄進者名が記されている。

(2) 大幣

長さ113.5cm、幅4cmを計り、幣串の表面には「奉寄進願主炭焚榮七」、裏面には「干時文久貳年壬戌四月二十四日」の墨書がみられる。



幟(大)

(3) 五色幣

長さ73.3cm、幅3cmを計り、幣串の表面には「奉獻五色御幣一本村下良吉」、裏面には「嘉永二年酉三月三日」の墨書がみられる。

(4) 数珠玉

木製の数珠玉が残っており、写真からの数珠の寸法は、長さ5.5cm、最大径6cmを計る。胴部には「世話人山内中頭取坂根氏」の陰刻がある。数珠の形態から、多人数が輪になって数珠を繰り送る数珠繰り念仏に使用された。



幟(小)

写真 62



大幣(表)



写真 63

大幣(裏)



五色幣(表)

写真 64



五色幣(裏)



写真 65 数珠玉



第7節 まとめと課題

今回の調査では、たたらや鍛冶の操作で使用された道具や金屋子神信仰の習俗など、操業当時の実態を示す核心的な資料を得ることができなかったのは、大変残念なことであった。たたら製鉄が途絶えて、すでに1世紀以上の歳月を経ており、こうした時代の経過は、廃棄されやすい性格を持つ民俗資料にとっては、大きな影響を受ける。今後は、現存する資料の適切な保管と、最大限の活用が図られる取り組みが必要であると考えられる。

また、宮本史跡保存会と町内の篤志家の努力により、宮本地区で営まれた生活に関する

資料と、町内で使用された鉄製品が収集され、民俗資料館において保管されている。残念ながらこれらの資料については、1点ごとにカードが作成されていないため、使用年代や使用場所、使用目的や使用機会など、不明なものが多い。今後、資料の整理が図られ、適切に保管されるとともに、十分に活用されることを期待するものである。

【 註 】

- (1) 高瀬には「御杖代兼調造出雲宿禰全孝藏書【花押】」とあり、文久2(1862)年の年号が見られる。
- (2) 多伎村『田儀村誌』p. 180、多伎村役場、1961年。
- (3)、(4) 多伎町教育委員会蔵
- (5) 唐溪由美子「大和村の製鉄遺跡」『島根考古学会誌第12集』島根考古学会、1995年。
- (6) 鉄の道文化圏推進協議会『金屋子神信仰の基礎的研究』2004年。



第8章 石造物からみた田儀櫻井家

松尾 充 晶

はじめに

1. 調査の目的

石造物とは、文字通り石で造られた構造物である。具体的には社寺に奉納された灯籠や唐獅子、墓地に造立された墓塔や地藏などを指す。中近世以降の専業石工によって製作されたこれらの製品は規格性が高く、技術や意匠が連続的な脈絡ある変化を示す。したがって考古学的手法による解析が可能な、有効な考古資料といえる。また、大半の石造物には個人名や紀年銘が残されている点が重要である。奉納者や故人が特定でき、さらにその造立年や没年の年号が把握できることから、その歴史資料としての価値は極めて高い。さらに、腐らないという石の特性と、後世まで丁寧に管理されているケースが多い、という保存性の良さも、史料価値を高める一因である。

さて、田儀櫻井家とその本拠地である宮本鍛冶屋跡について考える場合、遺跡としての情報はかなり限られている。現地に残るのは建物の地割りである石垣のみであり、上部構造である建物は社寺を除いて全く現存していない。田儀櫻井家の邸宅はもちろん、鍛冶作業場や山内集落についても、発掘調査をおこなわない限り機能や時期的変遷を知るすべは無い。石造物資料の調査はこうした資料の制約がある遺跡調査を補完し、遺跡を時間軸と空間軸のなかで総合的にとらえることを目的としている。なお、このような視座による石造物調査の有効性は、当遺跡と同様に産業遺跡である石見銀山遺跡でも確かめられている。

今回おこなった田儀櫻井家に関する石造物調査の目的は、現在見る遺跡景観の形成過程、

山内における従事者の人口消長や階層構造、社寺などへの寄進活動の動態、石造物生産地との経済活動のありかた等の解明である。幸いにして田儀櫻井家については、文献史料からある程度の沿革や経営の盛衰、生産活動の内容などが明らかになっている。また、建造物調査により金屋子神社や智光院の造替年なども推定可能である。これらの成果と相互に検討しつつ、遺跡を総合的な観点からとらえるための材料を提供したい。

2. 調査の対象

今回調査の対象としたのは以下のとおりである。

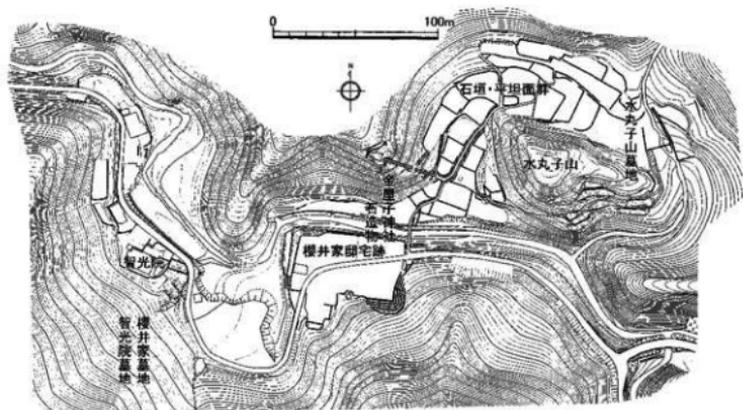
- ①櫻井家墓地（歴代当主と一族の墓塔27基）
- ②智光院墓地（山内従事者の墓塔93基）
- ③水丸子山墓地（山内従事者の墓塔77基）
- ④智光院奉納物（灯籠など）
- ⑤金屋子神社奉納物（灯籠、唐獅子、鳥居など）
- ⑥粟谷たたら跡地藏（4代当主が造立した地藏龕）

上記以外の関連資料として、多伎町口田儀に鎮座する多伎藝神社にも田儀櫻井家が奉納した鳥居と灯籠がある。また、広島県比婆郡高野町の本誓寺墓地は、田儀櫻井家の本家である仁多（可部屋）櫻井家の初期（初代～4代当主）位牌寺である。ここには田儀櫻井家創業期の当主2代（二郎左衛門直重、幸左衛門直春）の五輪塔が残されている。さらに仁多町上阿井には仁多櫻井家5代当主以降の墓地がある。本稿ではこれらの関連資料も含めて扱うこととする。

3. 調査の方法と経過

一般的に石造物の調査方法は、所在地点の





第11図 宮本地区の石造物位置図(1/3,000)

記録（配置図の作成）、銘文の記録、実測図作成、石材の記録、写真撮影などの内容でおこなわれる。また必要に応じて拓本の作成などもおこなう。本来は全ての資料についてこのような各種記録を網羅することが望ましいが、物理的な条件から制約がある。したがって、今回は資料の重要度によっては簡便な記録方法をとった。例えば山内従事者の集団墓地である智光院墓地、水丸子山墓地の墓塔は基本的に角塔で形態に特徴が乏しいことから、銘文記録と法量の採寸、おおまかな形状分類のみをおこなった。一方、櫻井家墓地、金屋子神社奉納物、聖谷たたら跡地蔵などは田儀櫻井家との関わりが直接的であり、特に重要性が高いことから、全資料実測図の作成、石材の鑑定、写真撮影をおこなっている。

宮本鍛冶屋跡での調査は平成15(2003)年12月から平成16(2004)年5月にかけておこなった。現地での実測作業では宮本徳昭氏、湯川登氏、岩谷和樹氏、松尾澄美氏に多大なご協力をいただいた。また、聖谷たたら跡の踏査では佐々木幸男氏、智恵子氏ご夫妻にご協力いただいた。記して深謝申し上げる。なお筆者は平成15年2月より、本事業とは無関係に宮本地区の石造物について調査をおこ

なっていたため、本稿ではその成果を含めて報告する。

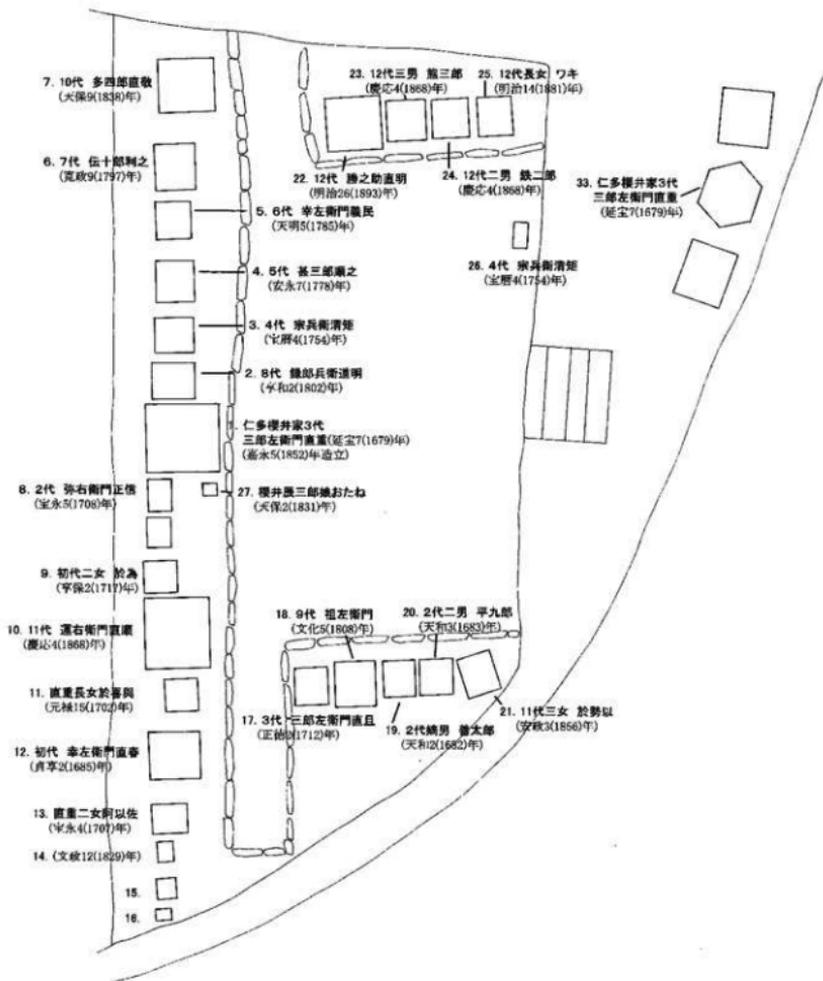
第1節 櫻井家墓地

1. 立地と配置について

宮本川沿いに遺跡に入ると、最初に視界に入ってくるのが櫻井家累代の墓塔27基が並んだこの墓地である。智光院境内の東側には100基の墓塔が群をなす智光院墓地があり、ひな壇状に組まれた石垣のうちの最下段が櫻井家墓地である。山内に通じる細道に面し、眼下には宮本川を見下ろす。

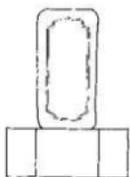
墓域は横幅12.6m、奥行き5.7mの平坦面であり、コの字形に墓塔が隙間無く配置されている(第12図)。正面列中央でひと際大きく目立つ五輪塔が、奥田儀の地で製鉄業を起し田儀櫻井家の祖とされる櫻井三郎左衛門直重の供養塔である。延宝7(1679)年に没したこの三郎左衛門直重から、明治26(1893)年に没した12代洪造直明までの歴代当主、さらにその子女などの墓塔から墓地は構成されている。配置に年代順などの規則性は全く認められず、幕末以降に整備され再配列されたものと考えられる。第13~15図に、実測図を没年順に並べて示した。





第12図 櫻井家墓地墓塔配置図

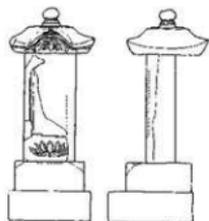
1650年



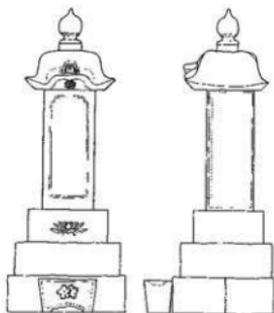
33. 仁多櫻井3代
三郎左衛門直重(1679年)



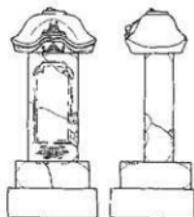
1. (33に同じ) (建立1852年)



19. 2代嫡男 善太郎(1683年)

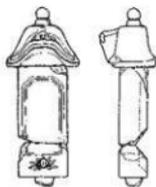


12. 初代 幸左衛門直春(1685年)

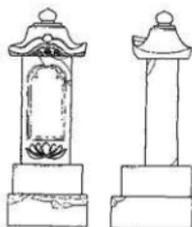


20. 2代二男 平九郎(1683年)

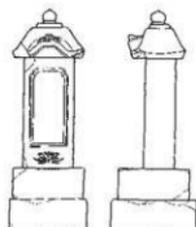
1700年



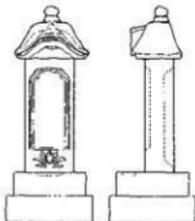
8. 2代 弥右衛門正信(1708年)



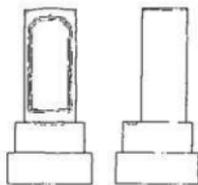
11. 直重長女 於喜興(1697年)



13. 直重二女 阿以佐(1707年)



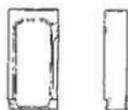
17. 3代 三郎左衛門直且(1712年)



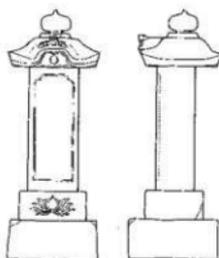
9. 初代二女 於為(1717年)



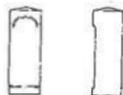
1750年 —



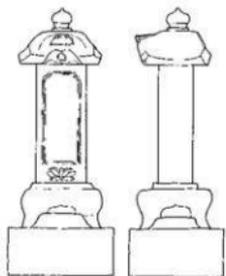
26. 4代 宗兵衛清矩(1754年)



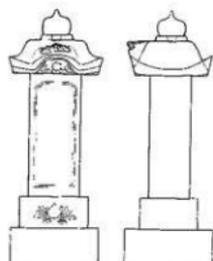
3. (26に同じ)



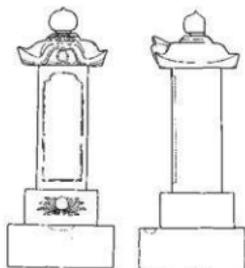
16. (1740~1781年)



4. 5代 甚三郎順之(1778年)



5. 6代 幸左衛門義民(1785年)

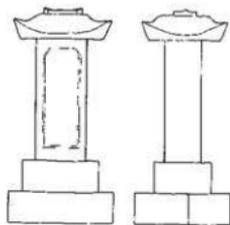


6. 7代 伝十郎利之(1797年)

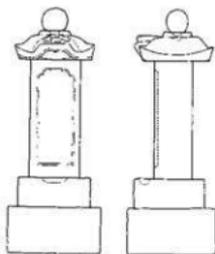


第八章 石造物からみた田儀櫻井家

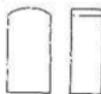
1800年 —



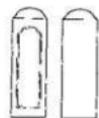
18. 9代 祖左衛門(1808年)



2. 8代 録郎兵衛運明(1802年)

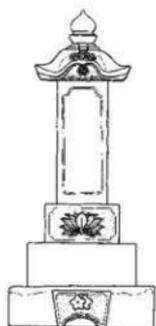


14. (1829年)

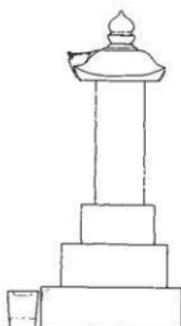


27. 櫻井辰三郎城おたね(1831年)

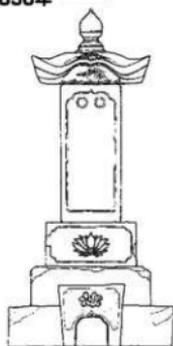
第14図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図②(1/30)



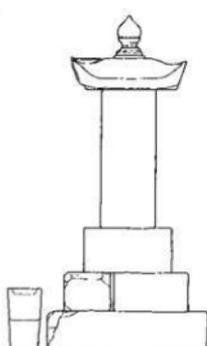
7. 10代 多四郎直敬(1838年)



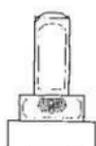
1850年



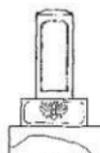
21. 11代三女 於勢以(1856年)



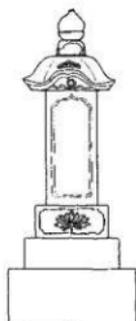
10, 11代 運右衛門直順(1868年)



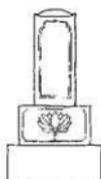
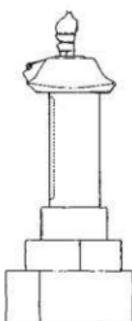
23. 12代三男
熊三郎
(1868年)



24. 12代二男
鉄二郎
(1868年)



22. 12代 勝之助直明(1893年)



25. 12代 長女ワキ(1881年)

第15図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図③(1/30)



2. 創業期の墓塔(17世紀後半)

櫻井家墓地の墓塔について、以下時期を追って特徴と問題点を述べる。なお、文中の数字は資料番号で、配置図や一覧表と対応している。

櫻井家墓地に立つ墓塔のうち、最も古く没したのは三郎左衛門直重のものである。寛永年間(1624-1644)にこの奥田儀の地で製鉄業を開いた人物であり、開発の祖と目される。系譜では、これを田儀櫻井家の初代にあてる見方と、その嫡子である幸左衛門直春を初代とする見方が両者みられるようである。本書では統一をはかるため幸左衛門直春を初代として扱うが、その墓塔には「二世櫻井幸左衛門直春」と銘文があり、三郎左衛門直重を祖とする認識のもとで造立されている点を指摘しておく。

さて、三郎左衛門直重は本家である仁多櫻井家の3代当主でもあり、晩年は上阿井に戻って延宝7(1679)年に没している。その墓塔は櫻井家墓地の中央に置かれた1の花崗岩製五輪塔である。周囲の笠付角塔より一回り高く目立ち、墓地の中心という印象をあたえるが、立てられたのは没後直後ではない。1の五輪塔は没後170年余経た嘉永5(1852)年に、11代当主の運右衛門直順が追善供養として造立したことが銘文に記されている。後述するように、社寺の造替や墓地の整備などの事業を数多くおこなった運右衛門直順が、田儀櫻井家の祖として顕彰供養したものである。

この五輪塔とは別に、櫻井家墓地の区画外にも三郎左衛門直重の墓塔がある。33の花崗岩製円塔がそれで、六角形の台石ののっている。これには没年と俗名、戒名のみが記されており、1の五輪塔に記された「常禪院」の院号が無いなどの相違点がある。これがいつ立てられたものかは判然としませんが、運右衛

門直順が1の五輪塔を造立する以前、古い段階の供養塔であったとみられる。現在は櫻井家墓地の域外に移され、智光院僧侶の無縁塔と並べ置かれているため存在が注意されないが、三郎左衛門直重の本来の墓塔であり重要である。

同人の嫡子で初代当主とされる、幸左衛門直春の墓塔は12の笠付角塔である。これも没後相当の時間が経過したのち、後裔により造立された可能性がある。その根柢のひとつとして笠付角塔の塔身断面形の変化があげられる。第13~15図に示したように、18世紀初頭以前の角塔の身厚(奥行き)は身幅(横幅)に対して非常に薄く、18世紀半ばから次第に増して最終的には奥行きが幅と同じ、断面正方形へと変化していく。この点で12の笠付角塔は貞享2(1685)年のものとしては不似合いである。このほかにも造立年代が新しい根柢として、10代、11代当主だけにある桜花の陽刻された水受けがあること、2代~9代当主の墓塔と比較して隔絶して規模が大きいことなども指摘できる。上記の点からみて、初代幸左衛門直春の墓塔も先代と同様、後世(19世紀中頃か)に供養塔として建立された可能性が高い。

3. 高野町本誓寺墓地の五輪塔

田儀櫻井家創業期の当主である三郎左衛門直重と幸左衛門直春の本来の埋葬墓塔は、広島県比婆郡高野町の本誓寺墓地に立てられている。

そもそも仁多櫻井家(本家)は戦国武将である塙團右衛門直之を初代とする。大坂夏の陣で初代が討死したのち、2代平兵衛直胤は母方の姓である櫻井を名乗り、広島福島の正則に仕官した。福島家改易後、浪人となった平兵衛直胤は広島郊外可部郷に移り住み、その後、備後国恵蘇郡新市宿(現広島県比婆



郡高野町)に移り製鉄業を営んだ。

仁多櫻井3代三郎左衛門直重が大貫峠を越えた出雲領の仁多郡上阿井村呑谷に移り、本格的な鉄山業を営むようになって、櫻井家の菩提寺は高野町の本誓寺であった。この地や本誓寺との関係は深く維持されていたようである⁽¹⁾。中興をなしたとされる5代源兵衛利吉が仁多郡上阿井村内谷に居を移し、同所屋敷近くに墓地を営む18世紀前葉以前、すなわち仁多櫻井家の2代から4代までの位牌は高野町の本誓寺にあり、同寺の墓地に墓も残されている。

したがって3代当主である三郎左衛門直重は奥田儀の地で製鉄業を創業したが、仁多郡上阿井村に帰って没し、高野町本誓寺墓地に葬られている。さらに、奥田儀での鉄山を継いだ田儀櫻井家初代幸左衛門直春も、貞享2(1685)年に没した後に本家の墓地である本誓寺墓地に葬られている。以上のような経緯から、創業期の2代にわたる当主の埋葬墓は奥田儀ではなく、広島県の高野町にある本誓寺墓地に残されている。

本誓寺墓地には、承応元(1652)年没の2代平兵衛直胤から、享保2(1717)年没の4代勘左衛門直義まで、当主と一族の墓塔18基が建てられている(写真66)。このうち、造立の古い前列右側の5基(2代当主、同人妻、3代当主、同人妻、田儀櫻井家初代夫妻)の墓塔は五輪塔である。3代三郎左衛門直重の五輪塔は高さ106cm(台石含む)、地輪に刻まれた銘文は(正面)念誉宗尊信士 延宝七未年 三月十四日 (左面)俗名櫻井三郎左衛門 とある。また、3代の嫡子で田儀櫻井家初代である幸左衛門直春の五輪塔は高さ128cm、夫妻併墓である。銘文は(正面)宝誉献求信士 光誉晴求善尼 (右面)貞享二天七月二十九日 俗名櫻井幸左衛門 (左面)宝永三天 五月十三日同人妻 と刻まれ

る。

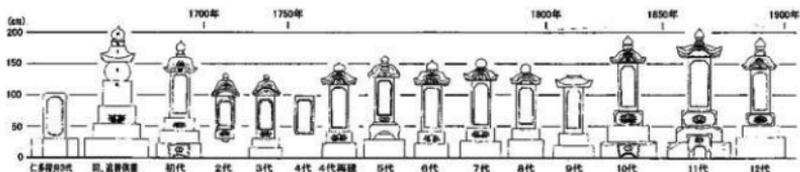
上記2基の墓塔が仁多櫻井家の菩提寺である本誓寺墓地にあることは、創業期における田儀櫻井家の位置づけを考える上で興味深い。つまり、奥田儀における鉄山業は藩命による開発・経営拡大の出先のひとつであり、あくまで本拠は仁多上阿井村におかれているという認識を読み取れる。これは分家として独立し、奥田儀での製鉄を相続した初代幸左衛門直春においても、変わらずに継承されていたと推察されよう。

なお、本誓寺墓地の調査に関しては同寺副住職小川益丸氏の全面的なご協力をいただいた。

4. 発展期の墓塔(17世紀末~18世紀後葉)

2代弥右衛門正信から5代甚三郎順之にいたる1680~1770年代は、田儀櫻井家の製鉄業経営が拡大し、発展していく時期と評価される(本書第3章参照)。この時期の当主は奥田儀官本に居をかまえ、当地で亡くなっている。仁多町上阿井や高野町にも彼らの墓は無く、この官本に残る墓塔が当初からのものとみられる。形態はいずれも笠付角塔で、2~4代の墓塔規模は小さい部類に入る。

2代弥右衛門正信の墓塔は8の笠付角塔で、現在は倒壊し塔身部分で2つに折損している。また、3代三郎左衛門直且の墓塔は17の笠付角塔である。この両者の墓塔は台石を除いた塔身~笠の高さが100cm前後と、当主の墓としては規模が極めて小さい。近い時期に亡くなった当主の子女と比較しても、20の2代正信二男平九郎、13の直重二女などとほぼ同サイズである(第13図)。一族のなかで当主の墓を他と区別していないことがわかる⁽²⁾。櫻井家墓地では19世紀以降、当主の笠付角塔が大型化する一方で、子女の墓塔は山内従事者と変わらない小型の角塔に統一されていく。



第16図 田橋櫻井家 当主の墓塔規模比較

このように当主墓塔の隔絶化と明確な分化が進む過程には、地域における経営者としての当主の地位の固定化や、継続して定住することによって次第に培われた氏族としての系譜継承意識の創出が背景にあるのではなかろうか。

さて、注意されるのは4代宗兵衛清矩の墓塔である。3の笠付角塔が正面列に立っているが、これとは別に26の角塔も同じく同人夫妻の墓塔であることが銘文からわかる。26は現在、石列で区画した墓域から一つだけ外れ、墓地の手前右側に独立して置かれている。正面の戒名銘は摩滅が進み、冒頭の「祀」だけが明確に認識できるため、櫻井家墓地が現況のように整備された段階で、標石として扱われて現在の位置に置かれたのではなかろうか。ちなみに26の角塔は下部を欠き、本来は笠が乗っていた可能性がある。とすると、4代の当初の墓塔は26で、3の墓塔は後世に再造された可能性が高い⁽¹⁾。

後述するように、6～9代当主の墓は高さ150cm（台石含む）前後に統一されており、それ以前のものより大きい。4代の墓塔が本来は小型であったとすると、このような大型化の変化は5代の甚三郎順之が契機となったと考えられる。これには経営の拡大、従事者の増加を背景に、相対的に櫻井家当主の経済力、地位の増長があったのであろう。

5. 経営難期の墓塔（18世紀末～19世紀初頭）

6代幸左衛門義民から9代祖左衛門に至る

時期は、鉄山経営が難渋した苦難の期間である。経営が拡大して山内従事者が増加した一方で、米価の上昇、製品である鉄価格の下落、さらに材料となる素材鉄や炭などの価格高騰、さらにはたたら場の火災焼失などの悪条件が重なり、ついには享和3（1803）年に御主法入りし、鉄方役人の介入のもと仁多（可部屋）櫻井家、田部家の名目下に入ることとなった。

この時期の当主は家督相続してから早くに亡くなっている。先代が没してから亡くなるまでの年数は、6代から順に7年、12年、5年、6年である。このように相次いで当主が亡くなった結果、墓塔の造立間隔も短く、連続して立てられることとなった。それを反映してか、墓塔の規模は総高150cm前後に集中しており、かなり画一的である⁽²⁾。この規模は先述のとおり山内従事者の墓塔などと比べ明らかに大きく、立派なものである。5代当主を契機とするこのような隔絶化を継承し、「櫻井家当主の墓の格式」が固定化していったと考えられる。戒名についてみても、5代以前が「○○○○居士（信士）」であったのに対して、6代と8代が「○○院○○○○居士」、7代が「○○○○○○居士」となっており、戒名の格位でも優位性が認められる。多大な借銀を負った経営難という状況下でも、出雲における有力鉄師のひとつという田橋櫻井家の自負が垣間見える。

6. 全盛期の墓塔（19世紀前葉～19世紀後葉）

9代祖左衛門の代から次第に向上した経営



状態は、10代多四郎直敏、11代運右衛門直順の代で再興され、全盛期を迎える。経営の立て直しだけでなく数々の善行、寸志上納をおこない、藩から郡役人格、下郡役を申し付けられるなど厚い待遇を受けている。また、この時期には社寺への造替や寄進行為をたびたび行い、さらに櫻井家墓地の整備や祖霊供養なども積極的であったことが石造物の調査成果からうかがえる。

墓塔もこの時期には飛躍的に大型化し、総高200cm前後となる。塔身の奥行きが身幅と等しく、断面正方形となって重厚な造りをなす。桜花の陽刻を施した水受けが伴うのも特徴である。また、11代運右衛門直順の墓塔は全高205cmあり、同人が造立した三郎左衛門直重の五輪塔とほぼ同規模で、櫻井家墓地中で最大である。これは笠の張り出しが特に大きく、存在感がある。左右両側と背面の計3面にわたって墓碑銘文が刻まれている(第17図)。内容は生前に受けた勲功などが中心であり、没後2年を経た明治3(1870)年に12代勝之助直明(直方)によって造立されたことが記される。

このように、10代、11代の墓塔は製鉄業の盛行を背景に極めて大型化する。鉄師親方の墓としてふさわしい格式であるが、これでさえ仁多櫻井家の当主およびその妻の墓塔(写真67)と比較すれば小さい部類であり、その差は歴然としている。

7. 衰退期の墓塔(19世紀末)

11代運右衛門直順の代で安定した田儀櫻井家の製鉄業であったが、明治維新の変動期にこれを相続した12代勝之助直明の代で急速に借入金を増し、明治15(1882)年の山内大火を経て明治21(1888)年にはついに廃業に至る。勝之助直明は奥田儀を去り松江へ移住するが、明治26(1893)年に没した後、墓塔は

奥田儀宮本の櫻井家墓地へ立てられる。

墓塔は墓地の向かって右側列に立つ。10代、11代に次ぐ規模の笠付角塔で、全盛期のものと比べて遜色ない。この右側列には12代勝之助直明と、同人の子女3人の小規模な角塔が並べて配置されている。

8. 櫻井家墓地の形成過程

以上、櫻井家墓地の累代墓塔の特徴を、年代を追って概観してきた。それでは、現在見ることのできる櫻井家墓地の景観はどのようにして形成されてきたのか、総括を試みたい。まず、櫻井家の墓地が奥田儀宮本の当地に確実に営まれていることを確認できるのは18世紀初頭の2代当主以降である。17世紀代の初代以前は前述のとおり広島県高野町の本誓寺墓地に葬られている。その後18世紀を通じて19世紀初頭まで、歴代当主の墓塔が相次いで造立されるが、当時の墓地の地点や様相は明らかではない。

最大の西期となったのが、19世紀前半の10代多四郎直敏代と11代運右衛門直順代である。10代が文政4(1821)年に智光院(当初は龍光院)を現佐田町一隈田から当地へ移転勧請し、これ以降櫻井家の位牌寺とした。これ以降、11代も医王堂や地藏堂を建立したほか、灯籠を寄進して寺域を整備している。この頃、菩提寺と境内の当主墓地という関係が完成したとみられる。ただし、智光院の現本堂が建てられる文政4年以前に、この平坦面がどのような機能をもっていたかは現時点で不明である。したがって、智光院を勧請する以前にも同地点付近に仏寺施設があった可能性も考えられるため、櫻井家墓地の位置自体はそれほど変化していないかもしれない。これについては課題である。

櫻井家墓地が現在のような姿に整備されたのは、11代運右衛門の代であろう。正面列中



中央に置かれた三郎左衛門直重の五輪塔は、同人によって嘉永5(1852)年に立てられたものである。これを中心に古い時期の墓塔が再配列されたとみられる。正面列右側の4代~7代の4基を除けば配列に順序や規則性が見られない。このことから没年順に次第に墓塔が立て増されて現在の配列になったとは到底考えがたく、やはり中央に五輪塔が置かれた前後に大規模な改修や再配列がおこなわれたとみられる。11代のうちに、正面列と左側列の配置は完成していたであろう。

12代勝之助直明の代にも手が加わったのは

確実である。11代の墓塔も12代によって造立されており、さらに右側列の12代自身の墓塔と、その子女の角塔も新たに加えられている。これらは11代のおこなった整備によりあらかじめ空地を定めてあった可能性もあろう。

以上、櫻井家墓地について考察を加えてきた。創業期から廃業にいたるまで、200余年に及ぶ経営の動態を墓塔から読み取れる本例は極めて貴重な資料である。これを可能しているのはひとえに保存の良好さであり、維持管理に尽力されている地元有志のご努力のたまものである。

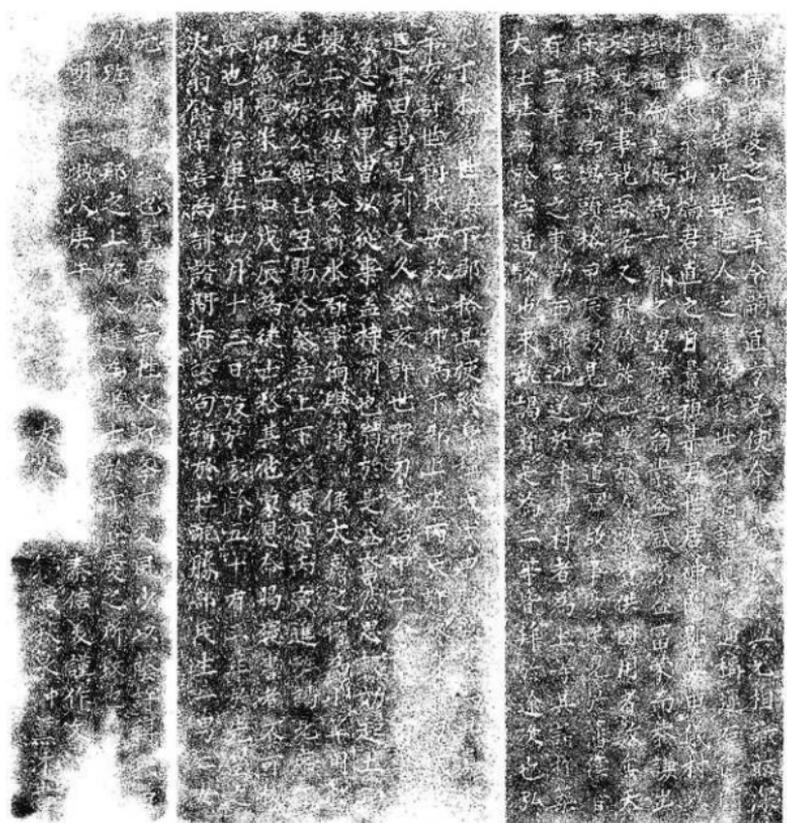
第28表 櫻井家墓地 墓塔一覧表

番号	俗名	形制	西暦	銘文
1	(12代当主) 櫻井三郎左衛門直重	墓塔7 (墓本)	1679 (1852)	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 直重七巳年春 月十四日 歸徳院念善主人 天和、五年五月二十五日 (南) 永徳年間於本所 仁多郡阿井村交治 徳文秀 瑞後命 葉神門歌田藤村 兼頼福城右衛門 之松原慶安命 十一年四月二十日 (背南) 南直重口置於文治 可重院門氏兼井 頼朝兼徳文子 子三郎左衛門直重 臨山林立了門屋 中平下四月十一 日小治元年二月三日 (北) 友輔子幸左衛門直 兼兼其口其後再歩 和徳元年 嘉永五年機工下夏六月 十日兼頼 連右衛門直明 經配
				(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
2	(8代当主) 櫻井孫右衛門直重	墓塔2	1802	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
3	(4代当主) 櫻井孫右衛門直重 四人妻	宝篋4 明石6	1794 1789	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
4	(9代当主) 櫻井素子殿 四人妻	安永7 安永7	1778 1778	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
5	(6代当主) 櫻井素子殿 四人妻 おたね	天明5 天明5	1785 1829	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
6	(7代当主) 櫻井信十郎 一人妻	寛政9	1797	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
7	(10代当主) 櫻井多助 一人妻 安永の	大永9 明治6	1838 1873	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士

番号	俗名	形制	西暦	銘文
8	(9代当主) 櫻井孫右衛門直重	宝永5 宝永5	1768 1711	(正西) (仲一)の本尊是心勝上 牛養妙賢信女 (北) 神本櫻井素子 安永七巳年正月十日 (南) 安永七巳年正月八日 内方
9	9代当主 二人妻	享和2	1717	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
10	(11代当主) 櫻井孫右衛門直重 四人妻	徳政8 天明13	1868 1842	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
11	直重長女 其買男	天明10	1807	(正西) (仲一)の御本尊 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
12	(12代当主) 櫻井素子殿 四人妻	貞享2 宝永3	1685 1706	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
13	直重二女 阿比 氏	宝永4	1707	(正西) (仲一)の御本尊 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
14	14	文政12 文政4	1829 1821	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
15				(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
16	(16代当主) 櫻井素子殿 一人妻	寛延2 天明元 天明元	1749 1784 1781	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
17	(17代当主) 櫻井素子殿 一人妻	正徳2 元永5	1712 1740	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
18	(18代当主) 櫻井素子殿 一人妻	文化5	1808	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士
19	(19代当主) 櫻井素子殿 一人妻	文政8	1803	(正西) 常陸院金吾常陸守藤士 (北) 常陸院金吾常陸守藤士 (南) 常陸院金吾常陸守藤士 (背南) 常陸院金吾常陸守藤士

番号	俗名	和暦	西暦	銘文
20	2代正徳二男 平丸殿	天和3	1683	(正徳) (年十一) 夢幻童子 (右) 天和二庚酉月六日 (左) 俗名平丸殿
21	11代西園三女 共壽院	安永3	1856	(正徳) 玉光廟幼女 (左) 咸順三女堂子 / 俗名おちい
22	(13代吉主) 櫻井勝之助重明	明治26	1893	(正徳) 清秋院御曹領山直明居士 (右) 櫻井氏三三代清直御直男 行年五拾四歳 (左) 明治庚辰六年閏巳九月二十日
23	13代風明三男 駒三郎	慶應4	1868	(正徳) 心月齋西童子 (右) 慶應丙辰年七月二十六日 (左) 直方三男堂子 俗名三郎
24	13代直明二男 博三郎	慶應4	1868	(正徳) 寶雲寺釋童子 (右) 慶應丙辰年八月十日 (左) 直方二男堂子 / 俗名博三郎

番号	俗名	和暦	西暦	銘文
25	13代直明長女 寿太	明治14	1881	(正徳) (年十一) 博尊大國智願堂女 (左) 櫻井清直御直明長女 7年奉 行年十二歳二月
26	(9代吉主) 櫻井定長御清直 夫人直於利久	宝暦4 明治6	1794 1769	(正徳) 忠(7) 丹口□□□□ □□ (新) 俗名忠 (以下土中) 宝暦四年戊午 (左) 明和八五年五月口
27	櫻井氏三郎殿	天保2	1831	(正徳) 旁玉御直堂女位 (右) 天保二年閏二月二十四日 (左) 俗名おたね 行年□□
28 / 21	灯籠			
29	(仁余櫻井家3代吉主) 櫻井三郎左衛門 阿人堂	延宝7 天和2	1679 1682	(正徳) □□ 念善御傳直士 念善御傳直女 (新) 俗名櫻井三郎左衛門 延宝七年乙未三月十四日 (左) 天和三庚寅五月二十五日



第17図 11代運右衛門直順基塔 墓碑銘文拓影





写真 66 広島県高野町本誓寺墓地 (右から 仁多櫻井家2代、同人妻、同3代 三郎左衛門直重、同人妻、田懺櫻井家初代 幸左衛門直春夫妻)



写真 67 仁多の櫻井家墓地



写真 68 櫻井家墓地全景



第八章

石造物からみた田儀櫻井家



写真 69 33. 仁多櫻井家3代
三郎左衛門直重 延宝7(1679)年



写真 70 1. 同左供養塔
嘉永5(1852)年 造立



写真 71 左: 2. 8代 享和2(1802)年
右: 3. 4代 宝曆4(1754)年



写真 72 4. 5代
安永 7 (1778) 年



写真 73 左: 5. 6代 天明 5 (1785) 年
右: 6. 7代 寛政 9 (1797) 年



写真 74 7. 10代
天保 9 (1838) 年



写真 75 左: 13. 直重 宝永 4 (1707) 年
右: 12. 初代 貞享 2 (1685) 年



写真 76 左から 11、10、9
10、11代 慶応 4 (1868) 年





写真 77 右から順に 17 ~ 21 17. 3代 正徳 2 (1712) 年 18. 9代 文化 5 (1808) 年



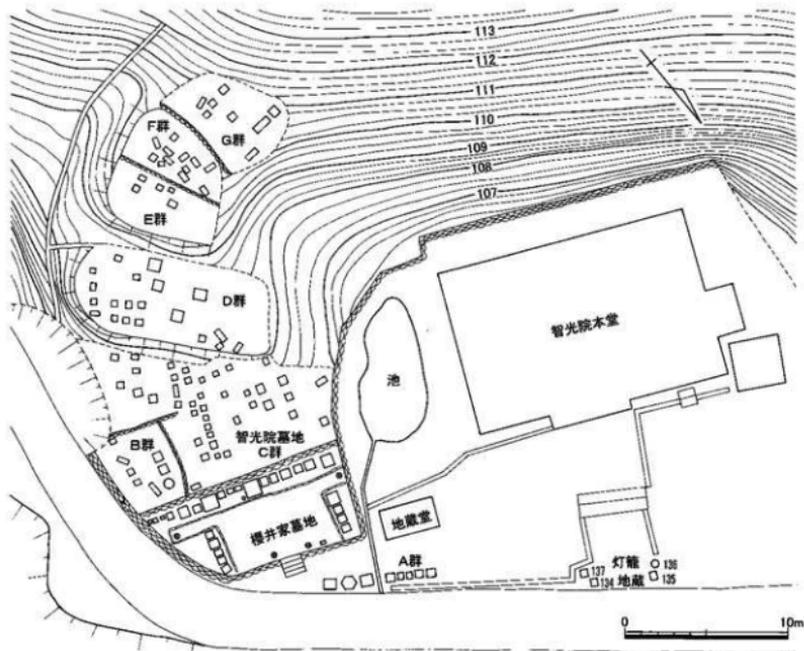
写真 78 左から順に 22 ~ 25 22. 12代 明治 26 (1893) 年

第2節 智光院墓地と水丸子山墓地

1. 山内従事者の集団墓地

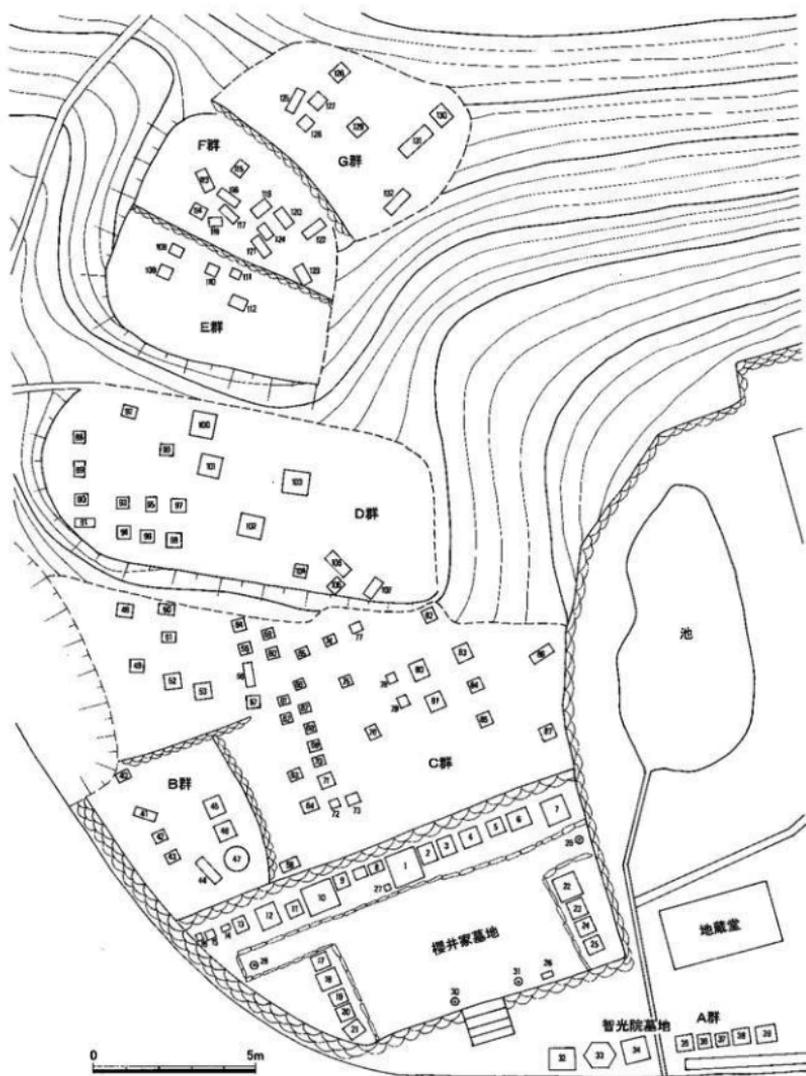
智光院墓地と水丸子山墓地は、宮本鍛冶屋の山内に営まれた集団墓地である。前者は93基、後者は77基の墓塔が密集して立ち並ぶ。両者は約300mの距離を隔てて位置し、いずれも宮本川を眼前に見下ろす(第11図)。宮本における山内の墓はこの2箇所の墓地に集約されており、他の地点にはほとんどみられない¹⁹⁾。山内開発当初からの計画的配置の結果とみられる。宮本鍛冶屋跡の現地を訪れると、限られた遺跡内の空間が極めて合理的に機能分化し、効率的に配置されている印象を受けるが、これには墓地が集中的に集約されていることも一役かっている。

智光院墓地は寺院境内に付随し、整備された石垣平坦面に立地する。一方の水丸子山墓地は川に面した自然地形の急斜面上に立地する。このように立地環境の違いはあるが、両者の時期的消長や墓塔総数、形態などはよく似ており、墓から見る限り取り立てて相違点はみられない。両墓地とも小規模な角塔のみから構成され、新しい五輪塔や笠付角塔若干を除けば、形態や規模にばらつきがみられない。塔身高の平均値が智光院墓地で49.7cm、水丸子山墓地で46.7cmである。櫻井家当主の墓塔が大型化するのに対して、その他の墓はほぼ横一線である。山内従事者のなかでは、墓塔に階層や経済力を反映させる志向は希薄といえる。

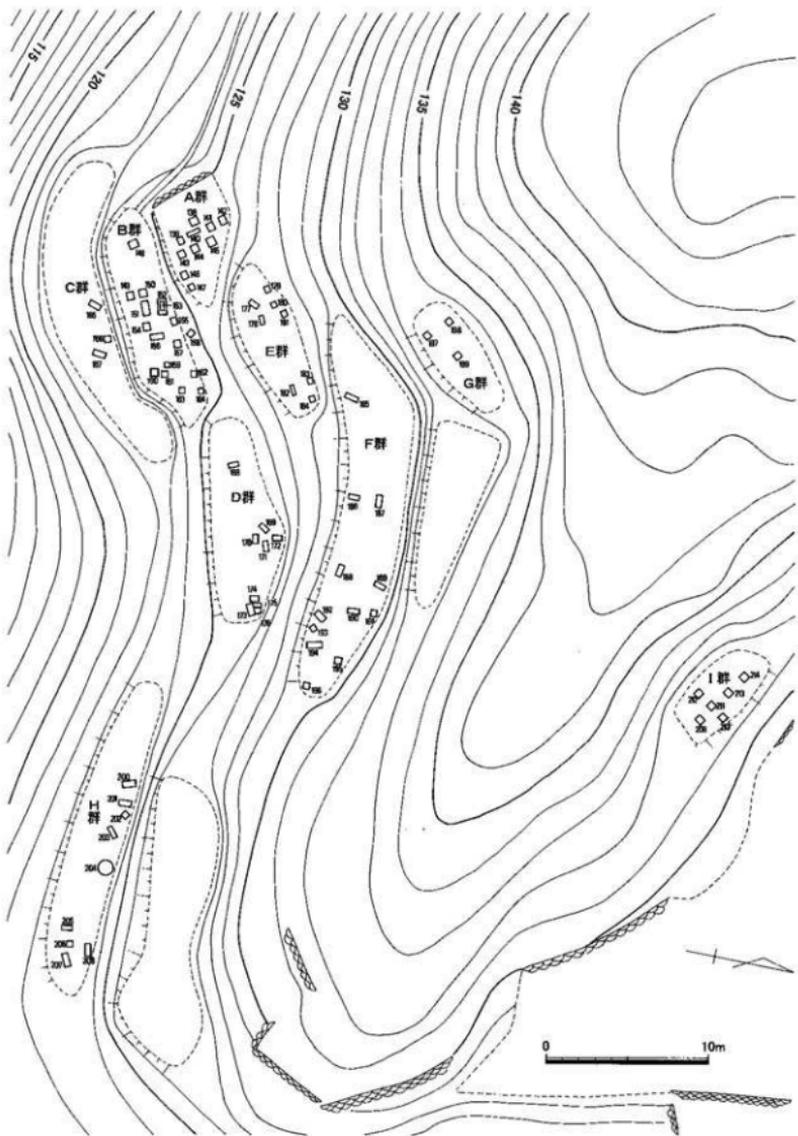


第18図 智光院と櫻井家墓地・智光院墓地(1/300)





第19図 櫻井家墓地・智光院墓地 石塔配置図(1/150)



第20圖 水丸子山 石塔配置圖 (1/300)

第29表 智光院墓地 墓塔一覽表①(僧侶ほか)

番号	名称/形迹	建立年		説文
		西暦	和暦	
32	11代法王 願我和尚 無縁塔			(正)4代十一代法王 光嚴社得譽上人兼阿 明親聖我人和尚 (右) (建文) (左) 十月十五日 往生
34	地蔵	1861	文久1	(正面) 釋妙音僧女 (右) 文久元置蔵 十二月二十七日 (左) 為菩提 (塔身) 八世増廣社比叟口上 人口敬和尚 山口山妙蓮社得譽宅山 大比丘 九重法蓮社得譽上 人海門和尚 (台座) 一些翁譽徳高比丘 四世譽徳高比丘 五世譽徳高比丘 六世譽徳高比丘 七世譽徳高比丘
35	無縁塔			(塔身) 迎聖社譽徳高和尚 (台座正面) 人正十四年 智野見隆開門 享年七十才 十一月六日 寂
36	無縁塔	1925	大正14 (建立) (昭和3)	(左) 昭和二年五月 長福寺二十世 寂譽上人建立 (正面) 金蓮社光譽敬堂法子 (右) 明治二己巳年正月十四 日入寂也
37	角塔	1869	明治2	(正) 伊藤甲斐守 尊家 (右) 智光院月山妙高隆福尼
38	伊藤甲斐守 角塔			
39	角塔			

第30表 智光院墓地 墓塔一覽表

番号	説年 西暦 和暦	形 影	塔身法量(mm)		断文
			高さ	幅奥行	
40	1736 文元1 1747 延享4 建立 1804 享永7	B	570	230 210	(正) 釈/有徳七女/妙徳信女/度 (右) 文久四年正月二十一日/初 代大野三郎兵衛/行年七十七歳卒 延享四年十一月二十日/同友ツク ノ行年八十三歳卒 (左) 神田神保吉宗某家主人譽得可 立才女/五人女長男徳隆之嗣長二 下野高村三郎才孫/年寄得此二能 其ノ同家別分家シテ豊平/寛文門縁 五代 享永七年置蔵 時七月下旬寂之
41	1747 延享4 1784 天明4	B	540	285 190	(正) 釈/親海保土/妙雲信女/度 (右) 土 延享四年正月五日 寂 女 寶徳寺申元年九月五日自京 (左) 二世大野五右衛門行年五十五 同家ツク行年六十一
42	1796 享和8 1803 天明3	D	590	220 210	(正) 釈/西入信土/妙泉信女/一蓮 (右) 上 寛政八四年四月二十日自京 女 六代/同家ツク行年二十四歳卒 (左) 二世大野文六行年七十一 同家ツク行年五十六
43	1802 享和2 1802 享和2	D	565	190 180	(正) 釈/正白自土/妙徳信女/同會 (右) 土 享和二年正月十六日自京 女 同家ツク行年七十一歳卒 (左) 四世大野安兵衛行年三十七 同家ツク行年三十一
44	1845 弘化2	D	510	215 160	(正) 釋兼松小清 (右) 弘化二年己丑正月十九日 (左) 名用口/行年八十六
45	1635 文祿2	B	575	250 230	(正) 釋教隆山女 (右) 文祿二乙卯/八月十日自京 (左) 行年八十三/僧名法シカ
46	1874 明治7 1881 明治17	B	620	280 255	(正) 月庵釋兼松小清 悲月庵妙祥不通 (右) 夫孝享明治七年五月二十一日 寂シ明治十七年八月十日自京 (左) 明治七年戊辰年五月十一日建立 夫孝善平先妻之墓
47	1882 明治15 1902 明治35	B	106	430 230	(正) 明治/十五年三月十七日自/三 十九歳 月五女 明月庵釈玄林興士/最徳藏妙 好人姉/立
48	1907 明治40	A	500	210 180	(正) 神田正子墓 (右) 神田八重長女/年十一才 (左) 明治四十年九月五日
49	1907 明治40	D	510	230 220	(正) 釋兼松不通 (右) 明治四十年四月十九日/同三 月十七日 (左) 神田眞徳信女/僧名兼平/行 年七十五
50	1837 天保8 1839 天保10 1806 明治19	B	540	210 200	(正) 釈尼妙徳信女/釈元隆信土/釈 尼妙徳信女 (右) 明治十九年戊戌五月十六日作才 四 天保十年五月十五日自京 夫保八年四月十一日自京 (左) 神田成子孫高志才 四人女等名作才四行年七十六 才 四人得譽名才
51	1874 明治7 1910 明治43	B	475	225 200	(正) 釈尼自身小通得 (右) 明治七年戊戌七月二十日自 (左) 本村神保妻/寛三郎月/得譽ノ 才
52	1907 明治40 1910 明治43	C	570	240 220	(正) 釋/同真/妙雲 (右) 明治四十年四月十九日/僧名 兼平七十五才/神田眞作信女 (左) 明治四十三年一月二日/僧名才 年七十一才





96	1871	明治4	D	510	245	190	(正) 櫻紗堂不道 (右) 明治四年/辛亥六月十八日 (左) 坂根為郎傳信友/行年八十七才
97	1857	安政4	B	515	240	175	(正) 櫻/櫻成徳士/砂流伝女 (右) 安政四年丁丑十一月(左) 砂流伝高四郎/行年七十一才 (左) 上巳七月二十日卒/四人妻居もつれ/行年四十四歳
98	1901	明治34	B	485	210	170	(正) 櫻紗伝不道 (右) 明治十四年/戊辰五月十一日/六月十一日(左) (左) 櫻流伝伴縁/幼名ついで/行年二十(六)才
99	1785	天明6	D	445	190	170	(正) 櫻紗伝女 (右) 天明九乙卯/七月十八日 (左) 櫻流伝八重
100				里	122	400	(正) 櫻紗伝道徳齋 (右) 伝 (左) 伝
101	1904	明治37		700	300	270	(正) 櫻/砂流不道伝/大忍不道傳 (右) 明治二十二年六月廿日/明治四年七月二十日/行年七十一才 (左) 明治三十七年七月二十日/坂根為郎傳/行年八十才
102	1910	明治43		600	235	210	(正) 櫻江京/櫻紗漢 (右) 明治四十二年六月二十三日/大香流之助女/享年六十七才 (左) 明治三十二年二月二十日/四人妻夕々/享年八十才
103	1947	昭和22		610	230	250	(正) 櫻/榮江(口)上/砂流伝女 (右) 明治二十二年六月廿日/室二郎兼年七十二才/第一傳女 (左) 昭和十二年七月二十日/室二郎兼才力/享年六十七才
104	1845	弘化2		420	210	190	(正) 櫻紗堂女/親正源宗子/不道(右) 弘化二年四月十九日/井野兼才/傳 (左) 嘉永五年/月十六日/井野源次(不門)/養男/明治正三(貞)
105			B	350	175	110	(正) 櫻紗堂女 (右) 口口口/八月七日
106	1945	昭和20		510	190	160	(正) 櫻女縁上 (右) 昭和二十年七月四日 (左) 氏一家太郎/行年七十歳/元山父
107	1835	天明6		430	210	210	(正) 櫻紗堂 (右) 天明六年/己未六月二十日 (左) 井原正源傳(弟)伝(弟)口二才
108	1919	大正8		470	200	170	(正) 櫻紗伝女 (右) 大正八年十月十九日 (左) 櫻名高子/行年一才
109			里	320	220	150	左
110	1881	明治14	A	465	210	190	(正) 櫻紗伝女 (右) 明治十四年五月十日/明治四月十日 (左) 奥川礼三郎/行年四〇才
111	1906	明治39	A	360	180	150	(正) 櫻紗堂 (右) 明治三十九年八月二日 (左) 田崎村宗見十次郎/安政サト/十六才
112	1917	大正6		530	220	195	(正) 櫻紗傳不道 (左) 大正六年三月三日/電太郎兼才ル/行年五十一才
113	1884	文政7	A	370	190	150	(正) 櫻/櫻成徳士/砂流伝女 (右) 文政七年甲申十二月/第五郎(弟)口(弟)乙未十一月十五日/享年九歳
114	1846	弘化3	B	495	200	165	(正) (不明) 齋 (左) 弘化四年丁巳
115	1778	安永7		330	170	170	(正) 櫻江京 (右) 安永七戌 (左) 七月九日/砂流高四郎
116	1871	明治4	B	410	180	130	(正) 櫻紗伝不道 (右) 明治四年二月二十日 (左) 櫻名高子/行年八十才

117	1840	天保11	B	470	200	130	(正) 櫻江京 (右) 天保十一年 (左) 六月二十九日/砂流
118	1883	文久3	A	560	210	180	(正) 流名高四郎 (右) 文久三年十月十八日 (左) 流名高四郎/行年十八才
119	1808	文化5		560	220	200	(正) 櫻紗伝不道 (右) 文化五戊辰 (左) 氏(口)月十九日
120	1856	安政3	B	410	210	140	(正) 櫻紗伝不道 (右) 安政三年四月二十日 (左) 高十才
121	1864	文久4	A	560	200	150	(正) 櫻紗伝女 (右) 伝名高子十一才 (左) 文久四年/壬子五月二十二日
122	1902	明治35	B	490	210	170	(正) 成安貞光傳女 (右) 明治三十五年/八月二十二日 (左) 氏(口)山左衛門/行年六十五才
123	1900	明治33	B	450	210	180	(正) 櫻紗伝不道 (右) 明治三十一年三月十四日/川上兼才郎/享年三十七才
124	1878	明治11	B	460	210	160	(正) 櫻紗伝女 (右) 明治十一年三月十一日/二月八日 (左) 氏(口)平太郎/行年八十七才
125	1861	文久1	B	500	220	170	(正) 櫻成徳士 (右) 文久元年四月十八日 (左) 氏(口)兼才郎/行年七十五才
126	1916	大正5		560	250	210	(正) 流名高四郎 (右) 大正五年二月四日 (左) 流名高四郎/利太郎兼父/行年八十二才
127	1916	大正5		530	230	200	(正) 櫻紗傳不道 (右) 大正五年八月一日 (左) 太平兼才/利太郎兼父/行年七十四才
128	1870	明治3	B	470	220	170	(正) 櫻紗一行伝女 (右) 明治三年四月七日 (左) 氏(口)源次郎/行年七十五才
129	1857	明治30		600	260	220	(正) 明治三十年八月三十日/明治七月十五日 親正念伝/安平一山太郎兼父/七十五才 (右) 明治二十七年十月三十日/田九月二十日 櫻紗伝女六十才/川上兼才郎/行年六十八才/正八賢父
1894	明治27						親正念伝/安平一山太郎兼父/七十五才 (右) 明治二十七年十月三十日/田九月二十日 櫻紗伝女六十才/川上兼才郎/行年六十八才/正八賢父
1875	明治8						親正念伝/安平一山太郎兼父/七十五才 (右) 明治二十七年十月三十日/田九月二十日 櫻紗伝女六十才/川上兼才郎/行年六十八才/正八賢父
1859	安政6						親正念伝/安平一山太郎兼父/七十五才 (右) 明治二十七年十月三十日/田九月二十日 櫻紗伝女六十才/川上兼才郎/行年六十八才/正八賢父
130	1925	大正14		580	250	210	(正) 櫻/砂流伝十 (右) 大正十四年十二月十六日/市五郎兼六十八才/正八賢父 (左) 左
131	1929	昭和4	B	520	230	210	(正) 櫻/正源伝士/伝女 (右) 昭和四年五月十三日/川上巳八兼年二十七才 (左) 左
132	1785	天明5		330	170	170	(正) 櫻江京 (右) 天明五乙卯 (左) 六月十七日/口口兼才

第31表 水丸子山墓地 墓塔一覽表

番号	設年	形制	位置(mm)		銘文
			高さ	幅 奥行	
138	1858 文政5	A	450	214 160	(正) 釈尼妙仙 (右) 安成五年 (左) 年六月八日
139	1836 天保7	A	395	178 158	(正) 釋妙仙仙女 (右) 天保七年甲子四月十日 (左) 入道兵衛女/俗名北口口口 (左) 明治二十六年十一月二十三日 釋妙仙不遺位 大谷宗次男/六十五才死
140	1893 明治26	B	500	300 150	(正) 釋妙仙仙女 (右) 文政五年壬子三月二十七日
141	1822 文政5	B	445	213 135	(正) 釋妙仙仙女 (右) 天保五年壬子三月二十七日
142	1799 寛政11	B	455	220 150	(正) 釋妙仙仙女 (右) 寛政十一年己未六月八日
143	1787 天明4	B	468	228 140	(正) 釋妙仙仙女 (右) 天明四年丁酉九月五日
144		A	410	198 126	(正) 釋口(以下割離) (左) 割離 (左) 丙辰十二月
145	1880 萬延2	B	500	225 175	(正) 釋妙仙仙女 (右) 萬延元年甲申九月朔日卒 (左) 俗名大谷愛助/行年六十二歳/妻人無子女
146	1818 文政1	B	450	210 145	(正) 釋妙仙仙女/俗名仙三 (右) 天保元成實二年辛未日 (左) 天保元成實六月朔日
147	1749 寛政2	C	430	210 210	(正) 釈清海 (右) 寬政二年己巳三月朔日 (左) 天保五年甲申/父
148	1873 明治6	A	490	190 165	(正) 釋妙仙不遺 (右) 明治六年己酉二月二十九日 (左) 天保十一年己未/山口助母口
149	1895 明治28	A	470	220 165	(正) 釈藤口不遺 (右) 明治二十八年四月二日/依々木口口父/俗名助六才
150	1938 昭和13	D	520	210 200	(正) 釋妙仙仙女 (右) 昭和十二年四月二十日/俗名依々木口口父/行年六十八才/近嶋幸 実母
151		C	580	240 210	(正) 近嶋幸 (右) 近嶋幸崎宮司/フミ/タマ/フミ/フミ (左) 近嶋幸一雄立
152	1964 昭和29	B	380	165 135	(右) 昭和二十九年十月十六日 (左) 近嶋幸一雄立/善美一孝年逝才
153	1963 昭和28	C	600	220 160	(左) 昭和二十八年一月十五日 俗名ソノ/行年五十八才
154	1896 慶応2	C	430	195 175	(正) 釋藤原良子 (右) 慶応二年庚午九月十日 (左) 依々木之助合衆/兼太郎行年五才
155	1862 文久2	A	412	210 160	(正) 釈智賢証仙女 (右) 天保二年 (左) 成七月二十日/俗名千
156	1889 明治22	B	480	216 166	(正) 釈行骨妙仙女 (右) 明治二十二年六月五日田五月七日 (左) 依々木力助男/俗名マ/行年六十一才
157		B4(上)	325	135 135	(正) (上) 念信女 (右) 明治四年六月 (左) 能六祖付
158	1829 文政12	C	410	210 210	(正) 釈正(以下土中) (右) 文政十二(以下土中) (左) 天保八年二月十七(以下土中) (左) (土中)

159	1867 慶応3	D	200	100	(正) 釋藤林(以下土中) (右) (正) (左) 三年(以下土中) 丁卯月(以下土中) (左) 丈丈(以下土中)
160	1917 天正6	D	210	210	(正) 釈口口母(以下土中)/妙成不遺(以下土中) (右) 天正六年十二月/庚午/行年(以下土中) (左) 明治十二年十二月二十七日(以下土中)
161	1924 天正13	D	470	190 138	(正) 釈妙成不遺位 (右) 天正十三年九月八日 (左) 慶喜三才/俗名勇一/十五才
162	1893 明治26	C	400	180 180	(正) 釈清信不遺 (右) 俗名依々木彦一/行年七十一才 (左) 明治二十六年
163	1851 嘉永4	B	455	210 165	(正) 釋尼妙仙仙女 (右) 嘉永四年二月四日死 (左) 依々木口口父/行年七十四
164	1903 明治36	D	500	180 145	(正) 釈妙成不遺 (右) 明治三十六年八月二十八日マシ母/老一/行年七十八才
165	1857 安政4	A	350	170 145	(正) 釋藤原丈信士 (右) 天保七年七月十日 (左) 依々木口口父
166	1848 嘉永1	B	470	210 140	(右) 藤(以下割離) (右) 嘉永元年甲申 (左) 十一月十五日(以下土中)
167	1842 天保13	A	465	210 165	(正) 釋妙仙仙女 (右) 天保十三年二月九日 (左) 依々木口口父
168	1879 明治12	不明	370	185 150	(正) 釋清信不遺 (右) 明治十二年 (左) (土)
169	1866 慶応2	B	440	210 170	(正) 釋藤原仙女 (右) 慶応二年四月十日 (左) 依々木口口父
170	1858 嘉永4	B	488	206 135	(正) 藤原/宮本念信士/眞道仙女 安成忠 (右) 嘉永四年十一月七日/行年六十八才 (左) 安成二年十二月七日
171	文化11 1814 寛政7	C	530	210 190	(正) 藤原/前田/妙仙/不遺 (右) 文化十一年一月/年没五月九日 (左) 寛政七基一母/乙卯十二月二十四日
172		A	470	220 135	(正) 釈藤原仙女 (右) 天正九年十月十九日 (左) 海名由助一/行年七十九才/兼太
173	1920 天正9	D	520	220 200	(正) 釈藤原不遺位 (右) 天正九年十月十九日 (左) 海名由助一/行年七十九才/兼太
174	1853 嘉永6	A	353	166 123	(正) 釋藤原不遺 (右) 嘉永六年十二月十日 (左) 十二郎子國四郎男/行年二才
175	1878 明治12	B	470	215 175	(正) 釋妙仙仙女 (右) 明治十二年六月十六日 (左) 依々木口口父/ハノノ
176	1853 嘉永6	D	530	212 196	(正) 釋妙成不遺 (右) 嘉永六年二月十九日 依々木口口父/行年七十七才 (左) 田代村茂右衛門/十三郎者
177	1886 明治18	B	390	180 143	(正) 釈藤原仙女 (右) 明治十八年九月十日/日八月三日 (左) 依々木口口父/年六十三才/角左衛門
178	1887 明治20	B	470	202 153	(正) 釋妙成不遺 (右) 明治二十年 實/新六月二十九日/五月九日 (左) 山本本七母一/俗名マ/兼家於七才
179	1919 天正8 1923 天正12	A	540	215 183	(正) 釈正藤不遺/依々木口口妙成不遺 (右) 天正八年九月十九日 (左) 依々木口口父一/行年六十四才 (左) 天正十一年二月二日 (左) 依々木口口父/行年五十一才

第八章 石造物からみた田代櫻井家

180	1799	寛政11	B	480	235	165	(a) 藤岡阿彌 / 藤尾妙智 (b) 寛政十一本九月二十七日 / 匿名 武者 (c) 奉和元年九月十一日 / 匿名女子
181	1800	明治23	B	435	200	140	(正) 藤江藤子退位 (初) 明治二十三年 (再) 九月二十八日 / 明治二 十年 / 第一 / 第二 (初) 匿名定七 / 第二拾二
182	1818	弘化3	C	475	211	195	(正) 横田貞福女 (初) 弘化五年甲申 (再) 九月二十六日 / 平七得 / 匿名女子 (再) 行年五十一
183	1834	天保6	C	470	208	192	(正) 横江川七 (初) 天保六年 (再) 九月十八日 / 門二 三
184	1732	享保17	B	483	212	173	(a) 奉和十九年八月十六日 (初) 享保四年 (再) 九月十七日 / 七 (再) 享保十九年八月十六日 (初) 享保四年 (再) 九月十七日 / 七 (再) 享保十九年八月十六日 (初) 享保四年 (再) 九月十七日 / 七
185	1875	明治8	D	473	210	185	(正) 藤田貞福女 (初) 明治八年 (再) 九月二十六日 / 匿名 女子
186	1870	明治9	C	518	245	230	(正) 明治二年六月十三日 / 匿名 御幼 (初) 明治二年六月十三日 / 匿名 御幼 (再) 明治二年六月十三日 / 匿名 御幼
187	1869	明治2	B	420	200	150	(正) 明治二年六月十三日 / 匿名 御幼 (初) 明治二年六月十三日 / 匿名 御幼 (再) 明治二年六月十三日 / 匿名 御幼
188	1780	安永9	B	670	280	180	(正) 山伏神妙女 (初) 安永九年八月二十二日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 山伏神妙女 (初) 安永九年八月二十二日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
189	1727	天明7	B	485	219	175	(正) 藤田貞福女 (初) 天明七年八月六日 / 匿名 女子 (再) 天明七年八月六日 / 匿名 女子
190	1857	安政4	C	510	228	219	(正) 藤田貞福女 (初) 安政四年七月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 安政四年七月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
191	1847	弘化4	C	510	228	219	(正) 藤田貞福女 (初) 弘化四年七月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 弘化四年七月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
192	1879	明治12	B	477	225	160	(正) 藤田貞福女 (初) 明治十二年七月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 明治十二年七月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
193	1846	弘化3	B	458	213	154	(正) 藤田貞福女 (初) 弘化三年六月二十日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 弘化三年六月二十日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
194		文久	D	545	214	200	(正) 藤田貞福女 (初) 文久二年三月十九日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 文久二年三月十九日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
195	1777	安永6	B	513	330	130	(正) 藤田貞福女 (初) 安永六年六月二十日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 安永六年六月二十日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
196	1778	安永7	B	496	230	155	(正) 常所通 (初) 安永七年六月二十日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 常所通 (初) 安永七年六月二十日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
197	1855	慶応1	B	490	215	158	(正) 藤田貞福女 (初) 慶応元年八月十四日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 慶応元年八月十四日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
198	1870	明治3	B	540	245	150	(正) 藤田貞福女 (初) 明治三年九月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 明治三年九月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
199	1914	明治22	D	559	216	184	(正) 藤田貞福女 (初) 明治二十二年九月十五日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 明治二十二年九月十五日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子

200	1878	明治11	D	530	230	200	(正) 山伏神妙女 (初) 明治十一年六月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 山伏神妙女 (初) 明治十一年六月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
201	1878	明治11	D	430	205	183	(正) 山伏神妙女 (初) 明治十一年六月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 山伏神妙女 (初) 明治十一年六月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
202	1861	文久1	B	210	240	190	(正) 文久元年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 文久元年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
203			D	485	200	185	(正) 藤田貞福女 (初) 明治十一年六月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 藤田貞福女 (初) 明治十一年六月二十七日 (再) 九月二十二日 / 匿名 女子
204	1883	明治16	B	630	320	320	(正) 明治十六年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 明治十六年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
205	1859	安政6	C	375	190	190	(正) 安政六年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 安政六年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
206	1859	安政6	C	不明	185	185	(正) 安政六年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 安政六年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
207	1834	天保5	A	410	200	155	(正) 天保五年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 天保五年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
208	1816	文化13	D	400	180	180	(正) 文化十三年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 文化十三年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
209	1882	明治15	A	400	185	165	(正) 明治十五年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 明治十五年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
210	1868	慶応4	A	400	205	170	(正) 慶応四年七月二十七日 (初) 八月二十七日 / 匿名 女子 (再) 慶応四年七月二十七日 (初) 八月二十七日 / 匿名 女子
211	1865	文化2	A	420	215	155	(正) 文化二年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 文化二年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
212	1813	文化10	A	500	210	170	(正) 文化十年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 文化十年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
213	1807	文化4	B	515	230	165	(正) 文化四年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 文化四年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子
214	1856	安政3	B	580	250	230	(正) 安政三年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子 (再) 安政三年八月二十七日 (初) 九月二十二日 / 匿名 女子



2. 調査の方法とデータについて

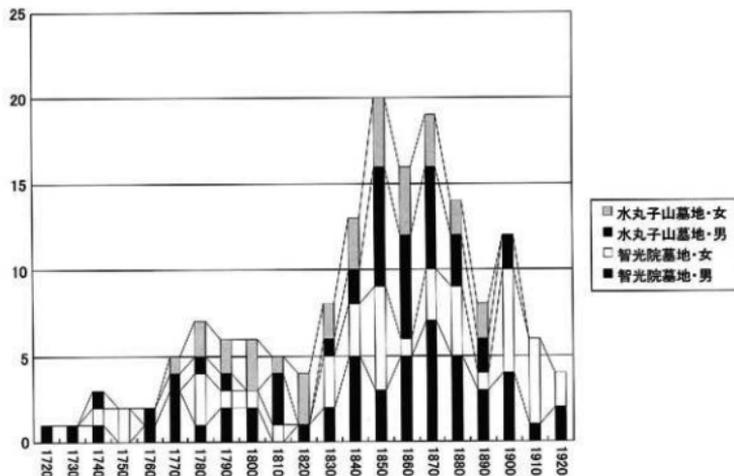
今回の調査では全体の配置図を作成し、銘文の記録、塔身部の採寸をおこなった。その結果として配置図を第18図～第20図に、一覧表を第29表～第31表に示した。なお、一覧表中にあげた形態分類は、頭部の形態および額縁の有無から簡便な分類をしたものである。頭部が弧をなすいわゆる楯形のうち、額縁の無いものをA、有るものをBに、また頭部四隅から稜をなして中央が高くなるものうち、額縁の無いものをC、有るものをDとした。本来はさらに細分が可能であるが、有意な分析結果が得られないという見込みのもとで行わなかった。この各分類の例は写真88～91に紹介している。

3. 墓地の消長と人口動態

さて、調査によって得られた基礎データをもとに、以下では遺跡内における墓地の動態から山内での人々の動きをさぐってみたい。第21図には、10年間ごとの死没者数変化を

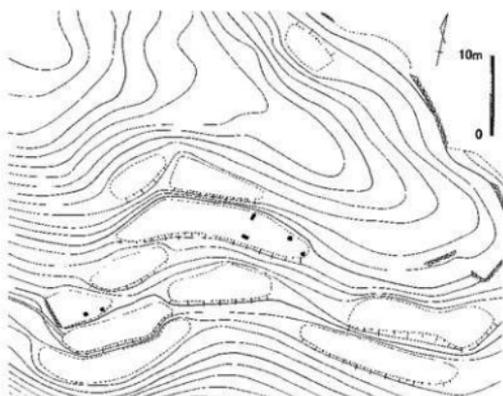
グラフで示した。なお、墓塔資料には片付けや破損による改変、風雨による銘文の劣化などの制約が伴い、ここで示した数が必ずしも同時期の死没者総数を表すわけではない点にご注意いただきたい。

まず問題は墓地の成立時期である。18世紀前半までの墓は極めて少ない。1720～30年代の資料は2点あるが、年銘が不確実だったり、後裔による後世の建立の可能性があったりする資料で、この時期に墓地として存在していたかどうかは不確かである。確実に認められるのは1740年代からである。櫻井家による製鉄業が奥田儀で開始されている17世紀末から18世紀前葉にかけて、宮本の地に従事者の墓が無いという事実は極めて注意される。後述するように、智光院の過去帳には1694年からすでに「当山内」の死没者が記されており、これから1730年代にかけて計11人の「当山内」の死没者がみえる。この山内が果たして宮本鍛冶屋周辺と読んでよいのかどうか、問題点が残る。

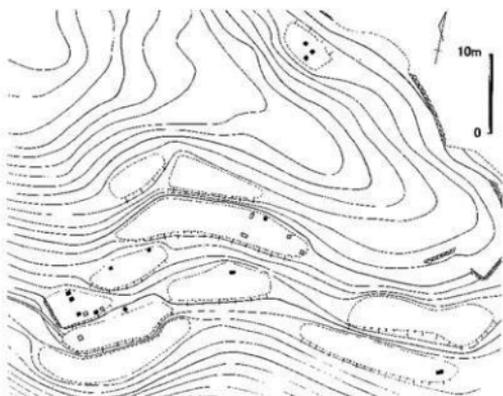


第21図 山内墓地 時期別死没者数の変化





A. 1780年代以前(創業～発展期)



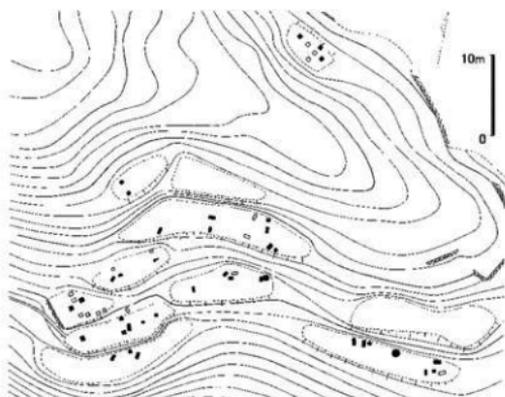
B. 1790～1830年代(経営難～再建期)



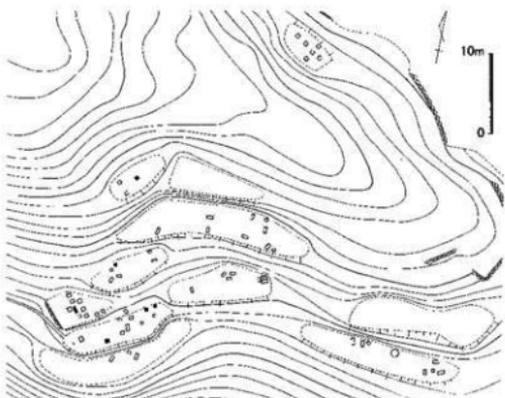
※赤塗りが真鍮中に立てられたもの
白塗りはそれ以前に立てられたもの

第22図 時期別墓塔造立経過①(左:水丸子山墓地、右:智光院墓地)





C. 1840～1880年代(全盛期)



D. 1890～1930年代(衰退期～廃業以降)



この時期の後、田儀櫻井家による経営拡大、さらに御主法入りとなり経営難にあえぐ1770～1820年代にかけての時期は、わずかながら増加がみられ、安定した居住がうかがえる。ついで1830年代から増加の傾向にあり、さらに飛躍的に増えるのは1840年代からである。1850年代にピークを記録し、その後ゆるやかに減少していく。この人口増加は10代多四郎直敬、11代運右衛門代での経営再興と全盛期に見事に対応している。就労年代すなわち壮年期と没年とはいくらかの時間経過を考慮する必要があるが、これを仮に20年程度とみた場合、死没者が最も多い1850～70年代を20年ずらせば1830～1850年代である。これは田儀櫻井家をもっとも事業を拡大した時期であり、これに呼応した労働力流入、人口増加があったことがうかがえる。このように墓地の消長と、宮本への求心力つまり田儀櫻井家の盛衰は対応しているようである。

次に、櫻井家の経営両期ごとに時代をわけ、両墓地の変遷をみてみたい。第22、23図に、50年間ごとに造立された墓塔の位置を、分布図で示した。まずA. 1780年以前には、水丸子山墓地はきわめて範囲が限られ、数も少ない。一方の智光院墓地は当初から広範囲に点在しているようにみえる。ただし、墓塔は容易に移動が可能である。現在の位置が当初からの地点であったかどうかは断定できない。智光院墓地については数のわりに整備された平坦面が多すぎ、これより後の急増した時期に手が加わっている可能性も考えられる。次にB. 1790～1830年代である。水丸子山墓地では北側斜面の区画（I群）があらたに作られる。智光院墓地の状況は前代と同様である。この後、造立数が急増する1840～1880年代では、その範囲も大きく広がる。水丸子山墓地では全域に利用が及び、現在の墓地区画はこの時期に整えられたであろうこと

が見て取れる。智光院墓地も同様であり、最上段まで各段にくまなく造立されている。石段を含めて、この時期に大きく加工された可能性があろう。1882年の山内大火、1888年の廃業当主転出後であるD. 1890～1930年代にも、宮本に残った人達や宮本を本拠とする人達の墓は引き続き立てられている。しかし、あらたに墓地を設けることはなく、それまでの区画に立て増していったようである。水丸子山墓地については管理の難しい環境であるためか、竹林奥の墓地はほとんど利用されず、山道入り口に近い西端だけが使われ、その数も急激に減少する。便のよい智光院墓地は逆に集中し、前代に匹敵する数の墓塔が立てられている。これらは現在にいたるまで管理されている。

4. 智光院過去帳からの一視点

宮本鍛冶屋における山内居住者は、18世紀後半で60軒余約200人⁽⁹⁾、廃業の明治20年代で70軒300人ともいわれている。ところが、今回石造物調査をおこなった結果、山内に残る墓塔数は200年余でわずかに170基と、これを裏付けるにはあまりに少ない数であった。その理由のひとつとしては、石製墓標を伴わない墓に葬られた人数が相当数いた可能性も考えられるであろう。実際、墓地である水丸子山の稜線上には、自然の角礫を集積した遺構が数多く残っている(写真87)。これは埋葬墓の標石である可能性が高い。しかしそれにしても20基を越えることは無く、説明がつかない。このたび出来上がった地形測量図(第4図)を見ても、あの限られた土地に60軒という数はやや多すぎる感がある。この問題は単に数字の問題ではなく、田儀櫻井家のとった経営方式の実態に関する重要な示唆をはらんでいるのではないかと。

田儀櫻井家の菩提寺である智光院の過去帳⁽¹⁰⁾





には、櫻井家以外の「檀家」についても記載がある。田儀櫻井家が製鉄業を営んだ1690～1880年代までの約200年間には、266人の檀家居住者が記されている（櫻井家一族を除く）ため、これをもとに第24図に居住地別の檀家死没者人数を示した。「当山内」が79人と最も多いが、これに次ぐのが「大須畑」41人と多いが、これに次ぐのが「大須畑」41人である。さらに大須上、大須前、大須伊々知ヶ市などを合計した「大須その他」が66人おり、大須の総合計が107人と「当山内」をはるかに凌駕する。必ずしも智光院檀家がすべて櫻井家の製鉄業に参画したとは断言できないが、宮本の地から分水嶺をはさんだ至近の距離にある大須が、田儀櫻井家と密接なかかわりを持っていた可能性は高い⁽⁴⁾。生産の場であった宮本の谷筋は生活空間としては狭小で限られており、そのため居住の場を狭義の山内の外に確保したとも考えられる。このように、各地に分化した機能をもつ機関を配し、宮本地区を核としてこれらを谷筋交通路によって結ぶのが田儀櫻井家の経営スタイル

であった。しばしば起こる炭山や小鉄供給源、たたら場位置などの変化に柔軟に対応できる点そのメリットであったろう。その意味で、宮本の地に本拠をかまえ、あえて鍛冶場だけを固定して製品化をおこなう手法は合理的である。地形的には全く恵まれていない宮本の地に拘泥した背景は、交通における宮本の地の利、といえる。

5. 山内墓地に関する課題

今回、智光院の過去帳に居住地「当山内」と書かれた79人について、調査した智光院墓地・小丸子山墓地の没年、戒名、俗名と照らし合わせてみた。全てを検討し終わっていないが、現段階では合致するものを見つけることができなかった。したがって、智光院墓地・水丸子山墓地に葬られている人達は智光院の過去帳に記されない、という問題と、さらに過去帳に「当山内」と記される人達の墓はいったい何処にあるのか、という問題が生じる。これは今後の検討課題である。

年代	当山内(宮本)	大須畑	大須その他	一窪田	一窪田 加賀谷	結堂たたら 山内	口田儀 栗枝	奥原た たら内	可部 産内	佐津目 村横山	下ノ谷	山口谷
1690	●	●●										
1700		●●										
1710	●●●●	●●										
1720	●	●●		●								
1730	●●●●	●●										
1740		●		●		●						
1750	●●●	●●●●	●●									
1760	●●●●●●●●	●●●●		●●●			●					
1770	●●●●	●●●●		●				●				
1780	●●●●●●●●	●●	●●	●●●●		●●						●
1790	●●●●●●●●	●●●●	●●●●●●●●	●●●●		●●	●					
1800	●●●●	●	●●●●●●●●●●	●●●●		●●	●●					
1810	●●		●●●●●●●●	●●								
1820	●●●●●●	●●	●●●●●●●●	●●			●					
1830	●●●●	●●	●●●●●●●●	●		●●●	●●					
1840	●●●●●●●●	●●	●●●●●●●●	●		●	●●					
1850	●●●●●●●●	●●	●●●●●●●●	●●		●●●●●●						
1860	●●●●●●●●	●	●●●●●●●●	●●		●●●●●●		●		●●	●●	
1870	●●●●●●●●●●	●●	●●●●●●●●	●●		●●●●	●●●					
1880	●●	●●	●●●●●●●●	●	●●	●●	●					
合計人数	79	41	66	31	2	24	16	1	1	2	2	1

第24図 居住地別 智光院檀家死没者数



写真 79 智光院墓地 A (右から順に 32 ~ 39)



写真 80 34. 地藏



写真 81 35. 無縫塔



写真 82 38. 伊秩甲斐守角塔

